



兵庫県
播磨町
Harima-town

令和 8 年度
(2026 年度)

当初予算概要

—— 目 次 ——

| | | |
|---|---------------------|---------|
| 1 | 令和8年度各会計予算総括表 | 1 |
| 2 | 一般会計款別集計表 | |
| | (1) 歳入 | 2 |
| | (2) 歳出 | 3 |
| 3 | 一般会計性質別集計表 | 4 |
| 4 | 一般会計予算額構成表（円グラフ） | |
| | (1) 歳入款別 | 5 |
| | (2) 歳入税目別 | 5 |
| | (3) 歳出款別 | 6 |
| | (4) 歳出性質別 | 6 |
| 5 | 一般会計予算額の推移（棒グラフ） | |
| | (1) 歳入款別 | 7 |
| | (2) 歳入税目別 | 7 |
| | (3) 歳出性質別 | 8 |
| | (4) 町債現在高 | 8 |
| 6 | 施策体系別主要事業 | 9 ~ 16 |
| 7 | 個別事業概要説明 | 17 ~ 88 |

1 令和8年度各会計予算総括表

単位(千円)

| 区分 会計名 | | 令和8年度 予算額 (A) | 令和7年度 予算額 (B) | 比較(C) (A)-(B) | 増減率 (C)/(B) % |
|-----------|-----------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 一般会計 | | 14,385,153 | 14,208,154 | 176,999 | 1.2 |
| 特別 会計 | 国民健康保険事業 | 3,314,713 | 3,420,765 | △ 106,052 | △ 3.1 |
| | 財産区 | 1,244,707 | 1,260,957 | △ 16,250 | △ 1.3 |
| | 介護保険事業 | 3,319,100 | 3,243,818 | 75,282 | 2.3 |
| | 後期高齢者医療事業 | 673,617 | 601,680 | 71,937 | 12.0 |
| | 合計 | 8,552,137 | 8,527,220 | 24,917 | 0.3 |
| 企業 会計 | 水道事業会計 | 1,669,129 | 1,419,734 | 249,395 | 17.6 |
| | 下水道事業会計 | 1,641,424 | 2,373,468 | △ 732,044 | △ 30.8 |
| | 合計 | 3,310,553 | 3,793,202 | △ 482,649 | △ 12.7 |
| 総計 | | 26,247,843 | 26,528,576 | △ 280,733 | △ 1.1 |

2 一般会計款別集計表

(1) 歳入

単位(千円)

| 区分 科目(款) | 令和8年度 | | 令和7年度 | | 比較(C) (A)-(B) | 増減率 (%) (C)/(B) |
|--------------------|------------|-------|------------|-------|------------------|-----------------------|
| | 予算額(A) | 構成比 | 予算額(B) | 構成比 | | |
| 01 町 税 | 6,070,116 | 42.2 | 5,894,280 | 41.5 | 175,836 | 3.0 |
| 02 地 方 譲 与 税 | 106,292 | 0.7 | 114,872 | 0.8 | △ 8,580 | △ 7.5 |
| 03 利 子 割 交 付 金 | 12,470 | 0.1 | 8,320 | 0.1 | 4,150 | 49.9 |
| 04 配 当 割 交 付 金 | 65,500 | 0.5 | 45,780 | 0.3 | 19,720 | 43.1 |
| 05 株式等譲渡所得割交付金 | 92,870 | 0.7 | 73,070 | 0.5 | 19,800 | 27.1 |
| 06 法 人 事 業 税 交 付 金 | 73,680 | 0.5 | 70,290 | 0.5 | 3,390 | 4.8 |
| 07 地 方 消 費 税 交 付 金 | 892,629 | 6.2 | 844,731 | 6.0 | 47,898 | 5.7 |
| 08 環 境 性 能 割 交 付 金 | 1,000 | 0.0 | 18,891 | 0.1 | △ 17,891 | △ 94.7 |
| 09 地 方 特 例 交 付 金 | 76,347 | 0.5 | 68,572 | 0.5 | 7,775 | 11.3 |
| 10 地 方 交 付 税 | 1,726,100 | 12.0 | 1,670,100 | 11.8 | 56,000 | 3.4 |
| 11 交通安全対策特別交付金 | 3,826 | 0.0 | 4,232 | 0.0 | △ 406 | △ 9.6 |
| 12 分 担 金 及 び 負 担 金 | 483 | 0.0 | 1,881 | 0.0 | △ 1,398 | △ 74.3 |
| 13 使 用 料 及 び 手 数 料 | 92,620 | 0.6 | 94,052 | 0.7 | △ 1,432 | △ 1.5 |
| 14 国 庫 支 出 金 | 2,196,054 | 15.3 | 2,289,594 | 16.1 | △ 93,540 | △ 4.1 |
| 15 県 支 出 金 | 1,258,180 | 8.8 | 1,100,257 | 7.8 | 157,923 | 14.4 |
| 16 財 産 収 入 | 85,676 | 0.6 | 72,090 | 0.5 | 13,586 | 18.8 |
| 17 寄 附 金 | 6,102 | 0.0 | 5,106 | 0.0 | 996 | 19.5 |
| 18 繰 入 金 | 1,101,734 | 7.7 | 1,084,322 | 7.6 | 17,412 | 1.6 |
| 19 繰 越 金 | 1 | 0.0 | 1 | 0.0 | 0 | 0.0 |
| 20 諸 収 入 | 229,273 | 1.6 | 487,413 | 3.4 | △ 258,140 | △ 53.0 |
| 21 町 債 | 294,200 | 2.0 | 260,300 | 1.8 | 33,900 | 13.0 |
| 合 計 | 14,385,153 | 100.0 | 14,208,154 | 100.0 | 176,999 | 1.2 |

(2) 歳出

単位(千円)

| 区分 科目(款) | 令和8年度 | | 令和7年度 | | 比較(C) (A)-(B) | 増減率(%) (C)/(B) |
|-------------|------------|-------|------------|-------|------------------|-------------------|
| | 予算額(A) | 構成比 | 予算額(B) | 構成比 | | |
| 01 議会費 | 128,626 | 0.9 | 126,243 | 0.9 | 2,383 | 1.9 |
| 02 総務費 | 1,991,643 | 13.9 | 1,801,176 | 12.7 | 190,467 | 10.6 |
| 03 民生費 | 5,766,770 | 40.1 | 5,818,425 | 40.9 | △ 51,655 | △ 0.9 |
| 04 衛生費 | 918,517 | 6.4 | 923,375 | 6.5 | △ 4,858 | △ 0.5 |
| 05 労働費 | 19,839 | 0.1 | 20,086 | 0.1 | △ 247 | △ 1.2 |
| 06 農林水産業費 | 59,887 | 0.4 | 213,926 | 1.5 | △ 154,039 | △ 72.0 |
| 07 商工費 | 45,530 | 0.3 | 51,731 | 0.4 | △ 6,201 | △ 12.0 |
| 08 土木費 | 1,543,311 | 10.7 | 1,335,544 | 9.4 | 207,767 | 15.6 |
| 09 消防費 | 535,990 | 3.7 | 535,548 | 3.8 | 442 | 0.1 |
| 10 教育費 | 2,241,899 | 15.6 | 2,264,605 | 15.9 | △ 22,706 | △ 1.0 |
| 11 災害復旧費 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 |
| 12 公債費 | 1,103,141 | 7.7 | 1,087,495 | 7.7 | 15,646 | 1.4 |
| 13 諸支出金 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 |
| 14 予備費 | 30,000 | 0.2 | 30,000 | 0.2 | 0 | 0.0 |
| 合計 | 14,385,153 | 100.0 | 14,208,154 | 100.0 | 176,999 | 1.2 |

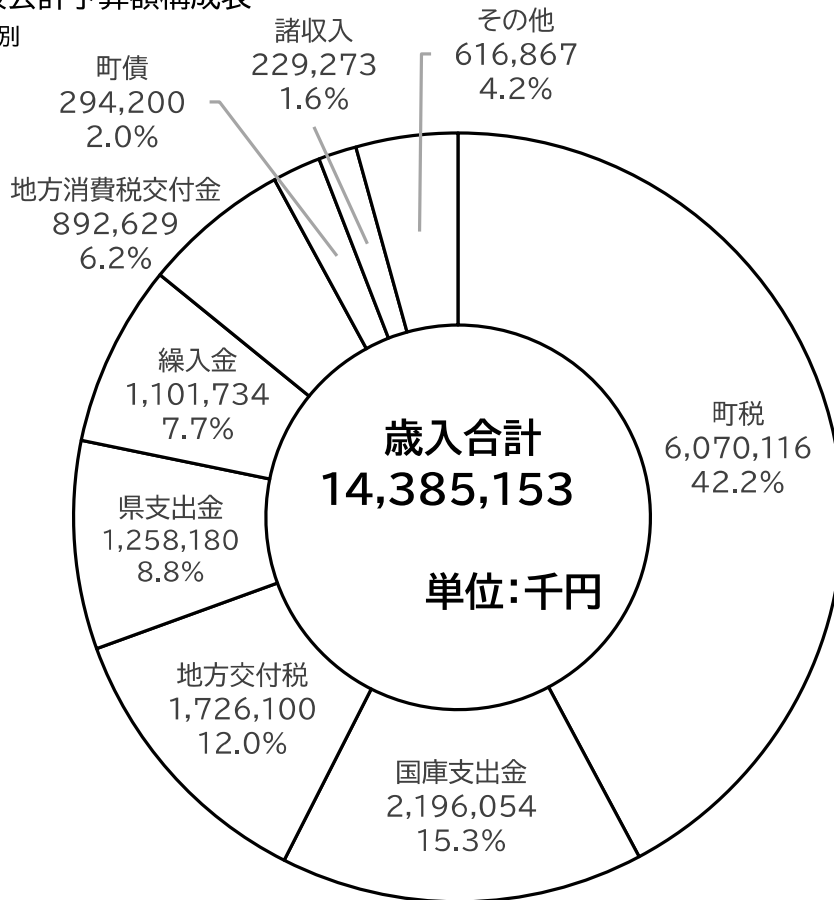
3 一般会計性質別集計表

単位(千円)

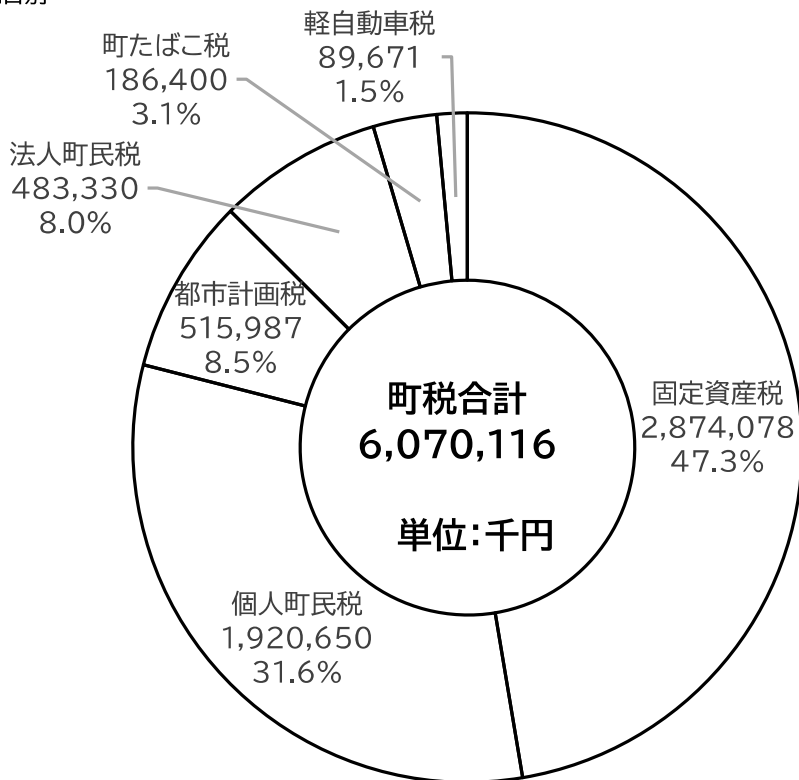
| 区 分 性 質 | 令和8年度 | | 令和7年度 | | 比 較(C) (A)-(B) | 増減率 (%) (C)/(B) |
|--------------|------------|-------|------------|-------|-------------------|-----------------------|
| | 予算額(A) | 構成比 | 予算額(B) | 構成比 | | |
| 01 人 件 費 | 2,493,762 | 17.3 | 2,407,900 | 16.9 | 85,862 | 3.6 |
| 02 物 件 費 | 3,190,082 | 22.2 | 3,093,647 | 21.8 | 96,435 | 3.1 |
| 03 維 持 補 修 費 | 51,214 | 0.4 | 34,843 | 0.2 | 16,371 | 47.0 |
| 04 扶 助 費 | 3,548,101 | 24.7 | 3,417,367 | 24.1 | 130,734 | 3.8 |
| 05 補 助 費 等 | 1,669,165 | 11.6 | 1,593,321 | 11.2 | 75,844 | 4.8 |
| 06 公 債 費 | 1,103,141 | 7.7 | 1,087,495 | 7.7 | 15,646 | 1.4 |
| 07 積 立 金 | 36,512 | 0.2 | 24,632 | 0.2 | 11,880 | 48.2 |
| 08 投資及び出資金 | 78,956 | 0.5 | 93,559 | 0.7 | △ 14,603 | △ 15.6 |
| 09 貸 付 金 | 4,169 | 0.0 | 5,216 | 0.0 | △ 1,047 | △ 20.1 |
| 10 繰 出 金 | 1,334,945 | 9.3 | 1,291,985 | 9.1 | 42,960 | 3.3 |
| 11 普通建設事業費 | 845,106 | 5.9 | 1,128,189 | 7.9 | △ 283,083 | △ 25.1 |
| (1) 補助事業費 | 130,000 | 0.9 | 422,916 | 3.0 | △ 292,916 | △ 69.3 |
| (2) 単独事業費 | 715,106 | 5.0 | 705,273 | 5.0 | 9,833 | 1.4 |
| 12 災害復旧事業費 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 |
| 13 予 備 費 | 30,000 | 0.2 | 30,000 | 0.2 | 0 | 0.0 |
| 合 計 | 14,385,153 | 100.0 | 14,208,154 | 100.0 | 176,999 | 1.2 |

4 一般会計予算額構成表

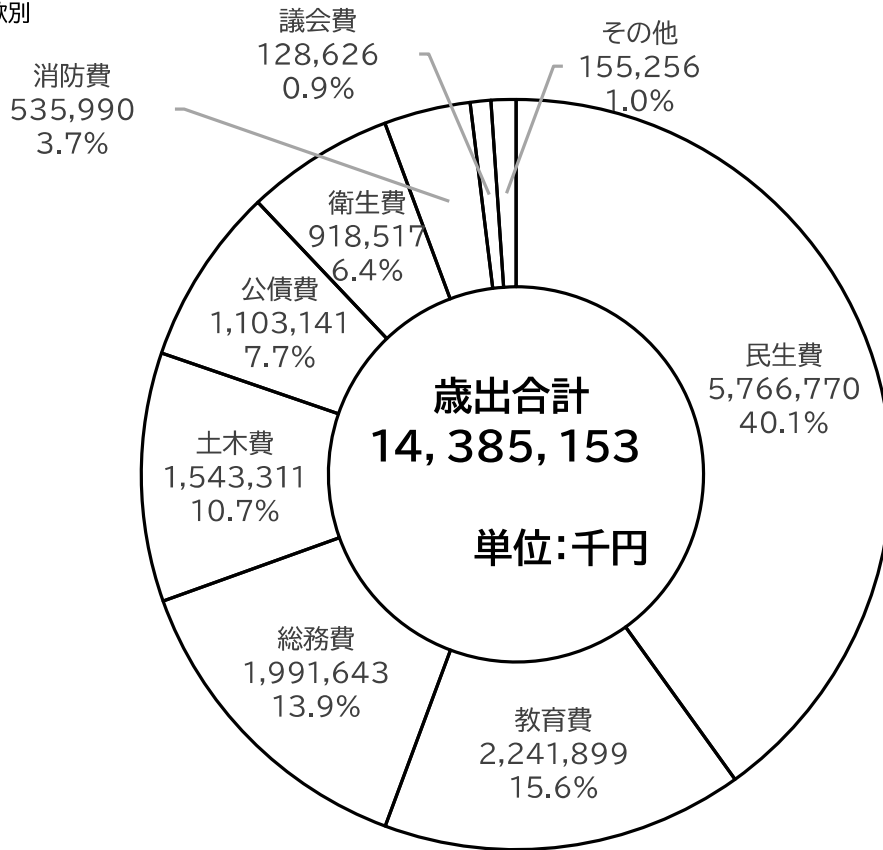
(1)歳入款別



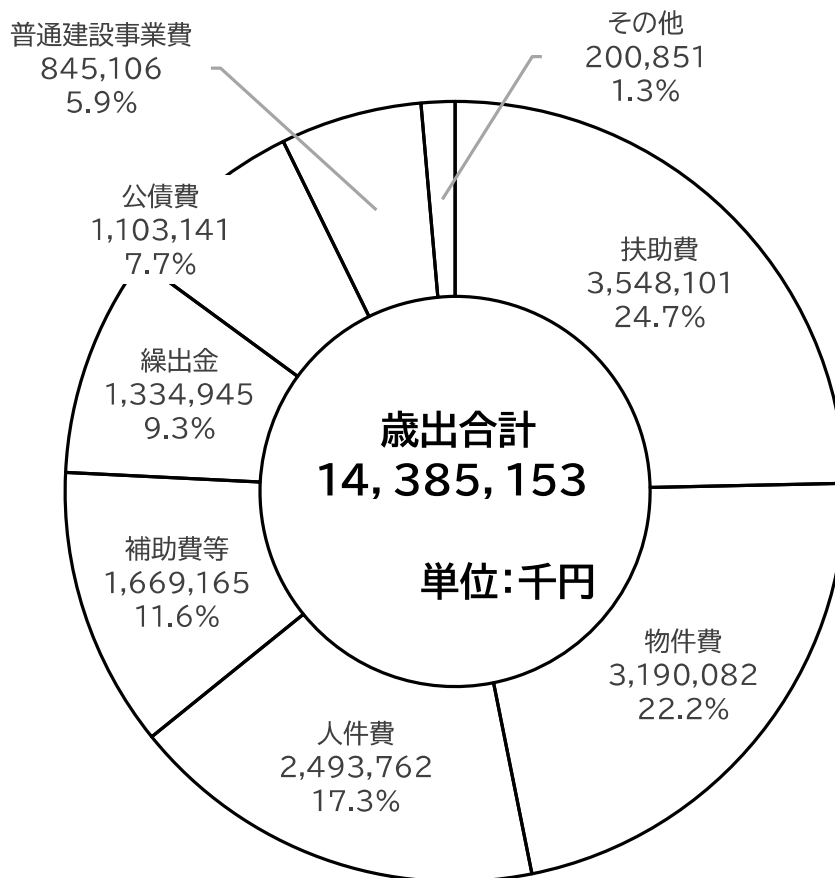
(2)歳入税目別



(3)歳出款別



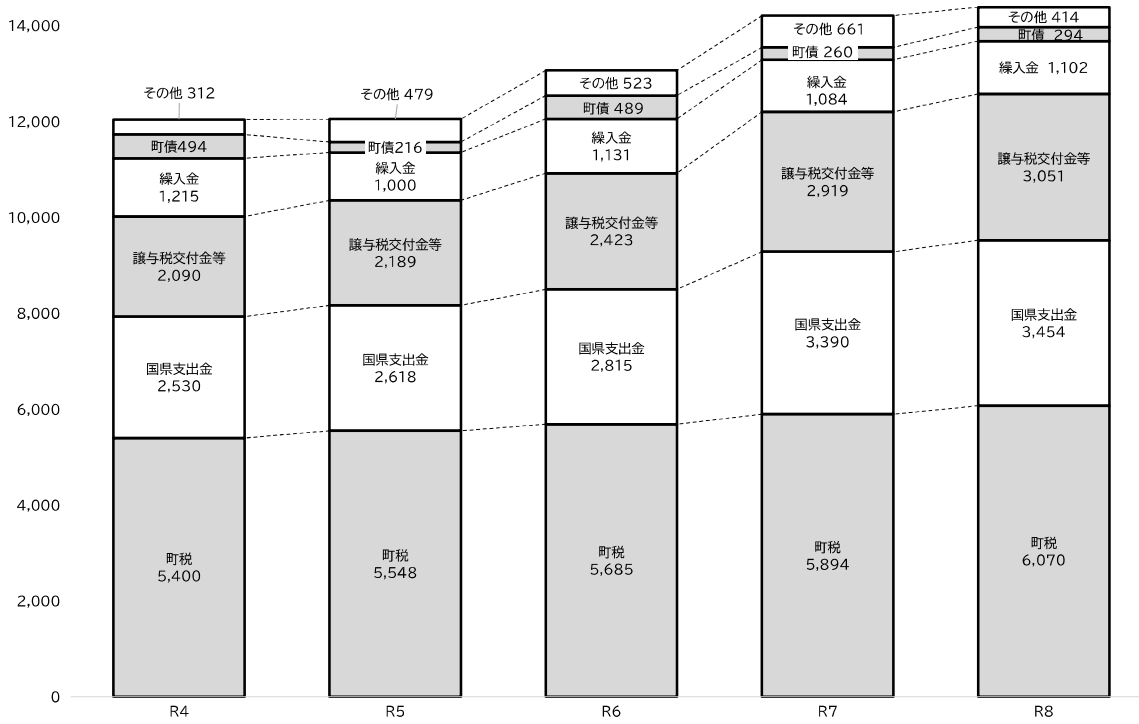
(4)歳出性質別



5 一般会計予算額の推移

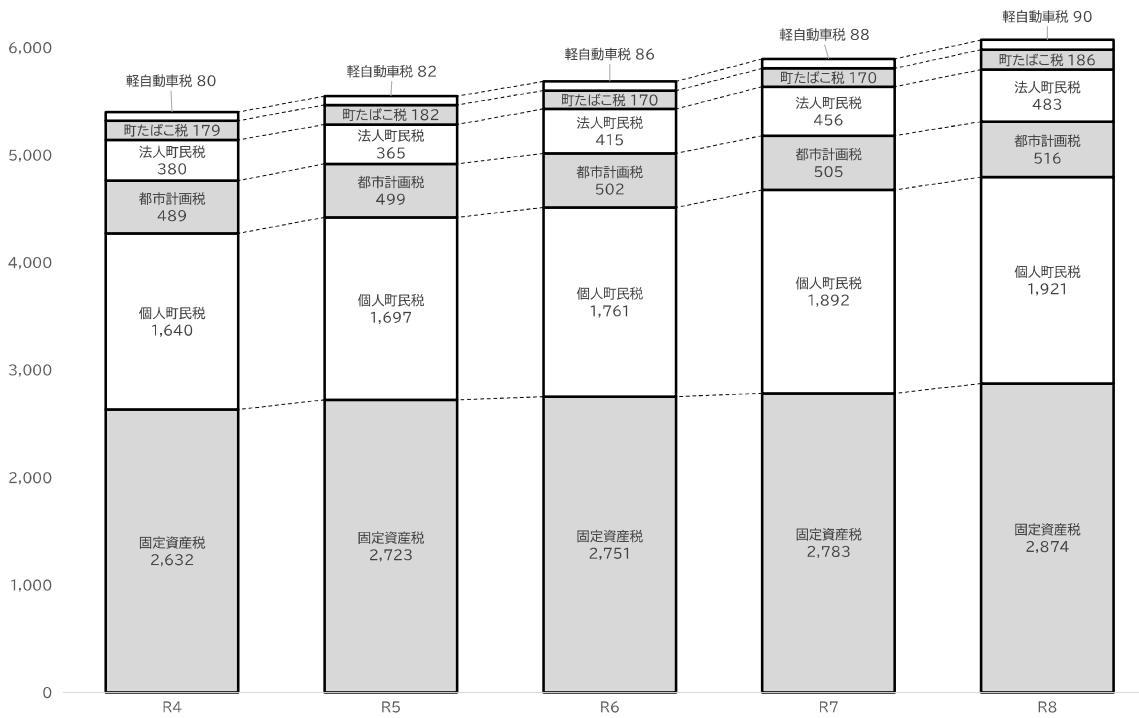
単位(百万円)

16,000 (1)歳入款別



7,000 (2)歳入税目別

単位(百万円)



(3)歳出性質別

16,000

単位(百万円)

14,000

12,000

10,000

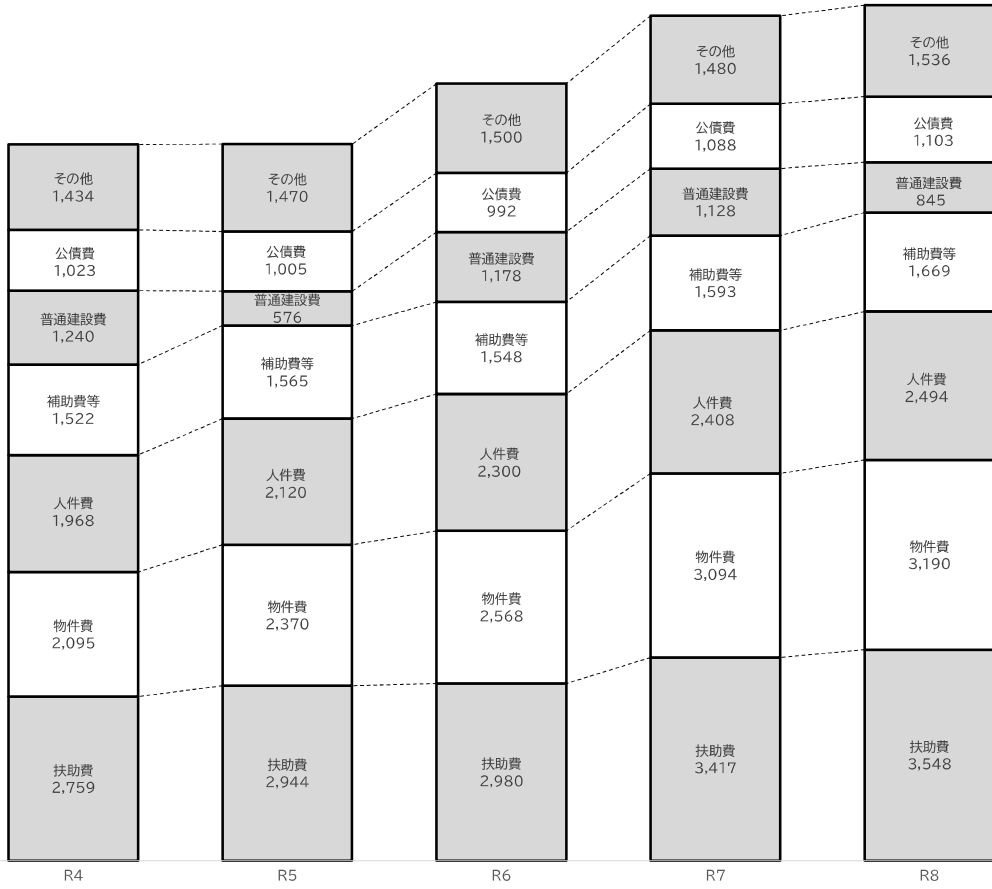
8,000

6,000

4,000

2,000

0



(4)一般会計町債現在高

13,000

単位(百万円)

12,000

11,000

10,000

9,000

8,000

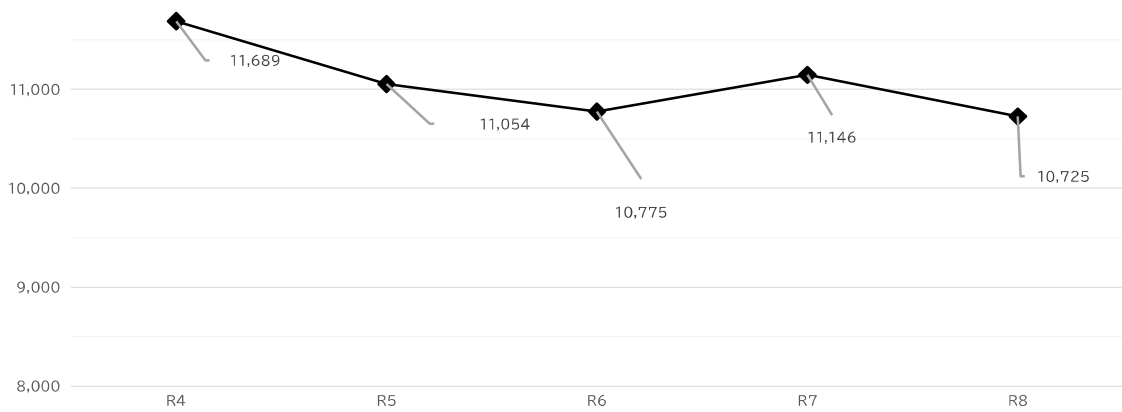
R4

R5

R6

R7

R8



6 施策体系別主要事業

1 誰もが安心して安全に暮らせるふるさと

安心して暮らせるまちへ<保健・福祉>

拡 医療費助成制度の拡充

- 障害者(児)医療費助成事業 保険 課 60,338 千円 P 77
- 高齢障害者特別医療費助成事業 保険 課 34,750 千円 P 77
- 高齢期移行助成事業 保険 課 2,968 千円 P 89
- 母子家庭等医療費助成事業 保険 課 9,183 千円 P 99

令和8年7月から、乳幼児等医療費助成事業と子ども医療費助成事業に加え、新たに母子家庭等医療費助成事業、高齢期移行助成事業、障害者(児)医療費助成事業及び高齢障害者特別医療費助成事業においても、国公費負担医療制度が適用される医療費を、本町の医療費助成制度の対象とします。

拡 障害者福祉一般管理事業

9,307 千円 P 79

- 災害時支援用バンダナ・コミュニケーション支援ノート 健康福祉 課 242 千円

聴覚障がいのある方や、外見では障害があることが分かりにくい方などが、災害時に必要な支援を伝えやすくするために、町内すべての避難所に災害時支援用バンダナとコミュニケーション支援ノートを設置します。

継 タクシー利用料金の助成

- 重度心身障害者福祉タクシー料金助成事業 健康福祉 課 7,361 千円 P 81
- 高齢者タクシー券交付事業 保険 課 25,020 千円 P 89
- 妊産婦応援タクシー事業 子ども 課 1,206 千円 P 107

助成対象者の社会参加や外出の支援策として、タクシー利用料金の助成を行います。

拡 地域生活支援事業

24,603 千円 P 83

- 障がい者(児)の日常生活用具給付 健康福祉 課 6,963 千円

障がい者(児)の日常生活用具給付について、自家発電機や蓄電池等を対象品目に追加します。加えて、点字ディスプレイや音声体温計等の給付対象者を拡大することで重度障がい者(児)の生活の質の向上と経済的負担の軽減を図ります。

拡 障害福祉サービス事業

965,376 千円 P 83

- グループホーム体験利用家賃補助 健康福祉 課 500 千円

グループホームの入居を検討している障がい者の方に対する助成について、家賃補助の対象を体験入居についても拡充します。

拡 孤独・孤立対策推進事業

健康福祉 課 841 千円 P 87

孤独・孤立の予防に向け、「播磨町孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」に参画する様々な団体とともに、「つながりサポーター」を養成します。また、日常の「つながり」づくりを進めることで、地域福祉計画などの各種計画を推進し、「ともに支え合い、人と人とのつながりが生まれるまち」をめざします。

継 高齢者補聴器購入費助成事業

保険 課 1,800 千円 P 91

聴力機能の低下により日常生活に支障がある高齢者に対し、補聴器購入費用の一部を助成し、社会参加や地域交流を促進するとともに、認知症やフレイルの予防に努めます。

継 高齢者安全サポート車購入等補助事業 保険課 410千円 P 91

高齢者が運転する自動車事故の防止や事故時の被害軽減のため、65歳以上の方を対象に、中古のセーフティ・サポートカーの購入費用や、所有車両に「ペダル踏み間違い急発進抑制装置」を取付ける費用の一部を補助することで、高齢者が自動車を安全に運転できる環境を整備します。

拡 総合福祉センター管理運営事業 16,925千円 P 91

- 「キッズフェス」の開催 健康福祉課 520千円

夏休みに、居場所を運営する人や民間団体等と協力して、子どもを対象としたイベント「キッズフェス」を実施します。

拡 児童福祉一般管理事業 3,694千円 P 95

- 乳幼児一時預かり利用クーポン券の配布 子ども課 273千円

本町が主催する講演会や映画会などの各種イベント開催時に、託児を実施することで、これまで乳幼児同伴では行事に参加しにくかった保護者の参加を応援します。
また、乳児から3歳未満の未就園児を対象とした一時預かりを実施することで、通院やリフレッシュ等の目的で短時間の預かりを必要とする保護者への支援を行うとともに、0歳児がいる保護者へ一時預かり事業利用クーポンを配布することで、育児負担の軽減を図ります。

継 こどもの権利推進事業 子ども課 4,738千円 P 97

令和8年4月に施行される「播磨町いきる・そだつ・まもる・こどもの権利条例」について、小中学生向け、一般住民向け、子どもに関わる専門職向けの講演会をそれぞれ開催するとともに、公募で選ばれた子どもたちが話し合う「子ども会議」を開催します。子ども自らが権利について学ぶことで、他者の権利の大切さを知る機会をつくとともに、本町のまちづくりに参画できるような取組みを推進します。また、子どもからの相談に対応する専用ダイヤルを設置し、擁護体制を構築します。

拡 学童保育施設整備事業 子ども課 26,382千円 P 97

各小学校に学童保育所を設置し、児童の安全・安心な放課後の居場所づくりを進めます。また、定員を超えて受け入れを行っている蓮池小学校学童保育所に新たに学童保育施設を建設することで、保育環境の向上を図ります。

新 子ども・子育て支援給付事業 子ども課 1,162,260千円 P 99

子ども・子育て支援制度に基づき、認定子ども園や保育所などの教育・保育施設が安定して運営できるように必要な費用を支給します。また、令和8年度からの乳児等支援給付制度(子ども誰でも通園制度)の開始に伴い、その利用に対して必要な費用を運営施設に支給します。

新 ひとり親世帯等大学等受験料助成事業 健康福祉課 795千円 P 99

児童扶養手当の受給世帯など、経済的な課題を抱えるひとり親家庭の子どもを対象に、大学入試等の受験料の一部を助成することで、進学をめざす子どものチャレンジを応援します。

拡 播磨町児童発達支援センター運営事業 子ども課 57,201千円 P 103

地域の中核的な療育支援機関として、令和8年2月に開設した「播磨町児童発達支援センター(愛称:まにまに)」で、18歳まで切れ目のない支援を行うとともに、地域の療育の向上や子どもたちの地域社会への参加を推進します。

新 継 保健推進事業 35,408千円 P 103

- ライトアップ啓発事業 健康福祉課 1,271千円

認知症月間やピンクリボン月間など様々な啓発期間に合わせて、役場第一庁舎の壁をシンボルカラーにライトアップします。啓発活動に込められたメッセージを視覚的なアプローチで広く発信することで、意識や関心を高め、理解の促進を図ります。

- **歯及び口腔保健対策推進事業** 健康福祉 課 2,921 千円
町内すべての保育施設・幼稚園の4歳児と5歳児を対象に、フッ化物洗口液でのうがいや、20歳から70歳までの5歳刻みの方全員に歯周病検診を実施します。

- **歯科衛生士の配置** 健康福祉 課 1,101 千円
東播磨圏域の市町で初めて歯科衛生士を配置します。歯と口の健康は全身の病気と関連があることがわかってきており、自分の歯で食べ、話すことは健康寿命の延伸に欠かせません。本町では、乳幼児から高齢期まで切れ目のない支援や、災害時の対策など、多岐にわたる歯と口の健康づくりを推進します。

継 食育の推進 教育総務 課 5,841 千円

食の安全を確保できるように、管理栄養士を配置し、食育活動を推進します。

新 健康はりま21事業 2,675 千円 P 105

- **多可町と連携した「クアオルト健康ウォーキング」の実施** 健康福祉 課 1,050 千円
令和7年度に兵庫県で唯一「クアオルト健康ウォーキング」を導入している多可町と連携協定を締結し、生活習慣病やロコモティブ・シンドロームの予防に取り組みます。心身の健康づくりを目的に、播磨町では体験できない、森林でのウォーキングを推進することで、住民の心身の健康づくりや健康寿命の延伸を図ります。

- **「高血圧ゼロのまち」宣言・公共施設への血圧計の設置** 健康福祉 課 444 千円
現在、血圧計のない公共施設に新たに設置するとともに、血圧計を設置している町内の公共施設をまとめた地図を作成し、住民の健康管理を支援します。

拡 市町母子保健事業 10,732 千円 P 107

- **特定不妊治療・一般不妊治療・不育症治療費の助成** こども 課 4,740 千円
一般不妊治療費及び不育症治療費の助成を拡充します。治療を受けた夫婦の経済的負担を軽減することで、不妊症の早期発見、早期治療を図ります。

拡 子育て世代包括支援事業 36,417 千円 P 107

- **妊婦健康診査・産婦健康診査費用の助成** こども 課 32,510 千円
妊婦の健康の保持と増進を図るため、妊婦健康診査費用を助成するとともに、多胎妊婦には追加助成を行います。また、令和8年度からは産婦健康診査費用の助成制度を新たに設けて経済的負担を軽減することで、産婦の心身の健康を支援します。

拡 はりま産後サポート事業 こども 課 6,773 千円 P 109

出産後、家族から支援を受けられない方や育児不安が大きい方などを対象に、「産後ケア事業」を実施します。通所型及び宿泊型については、利用時におけるきょうだい児の預かりに対する費用の補助を新たに行います。訪問型のケアについては、初回を無料とし、宿泊型とデイサービス型では、多胎児加算の自己負担分を町が負担することにより、経済的に支援します。また、第2子以降の乳児の養育者に対して、利用回数の上限をそれぞれ10回に増加します。

新 産後ケア施設事業者参入促進事業 こども 課 1,500 千円 P 109

利用ニーズが増加している産後ケア事業について、新たに町内で開設または既存施設を改修する際の費用の一部を補助します。

新 拡 予防接種事業 153,917 千円 P 109

- **子どもの任意予防接種費用助成** 健康福祉 課 4,470 千円
任意接種の不活化ポリオワクチン、三種混合ワクチン、おたふくかぜワクチン、男性へのHPVワクチンの接種費用の一部を助成することで、こどもの感染症予防に努めます。三種混合ワクチンについては、ワクチンの価格改定に伴い、助成額を増額します。また、男性HPVワクチンについては、助成対象に9価ワクチンを追加します。

- 高齢者肺炎球菌ワクチン接種費用助成 健康福祉 課 468 千円

高齢者肺炎球菌ワクチンについて、定期接種に加えて、令和8年度から、基礎疾患を有する等の重症化リスクが高い方を対象に、2回目の接種費用の一部を助成し、高齢者の肺炎の重症化予防に努めます。

新 「播磨町こども家庭センター」の設置 こども 課

「播磨町こども家庭センター」を令和8年4月に開設し、関係機関と連携しながら、母子保健と児童福祉の一体的な支援に努めます。

継 緊急通報システム管理運営事業(介護特会) 保険 課 2,473 千円 P 228

ひとり暮らし高齢者等の急病や事故に備えるための「緊急通報システム」について、対象者に日中ひとり暮らしになる高齢者も含め、安全の確保と不安の解消を図ります。

安心して暮らせるまちへ<防災・防犯>

継 見守りカメラ管理運用事業 17,960 千円 P 59

- 見守りカメラ効果検証委員会の設置 危機管理 課 194 千円

通学路などに設置した見守りカメラの映像を、加古川警察署へ速やかに提供するためのシステムを整備し、事件の早期解決につなげることで、安全安心のまちづくりに努めます。また、運用状況を確認する委員会を設置し、事業の効果等を検証します。

継 見守りカメラに設置された検知器を活用した「見守りサービス」

- 障害者福祉一般管理事業 健康福祉 課 449 千円 P 77
- 青少年健全育成事業 地域学校教育 課 977 千円 P 159
- 認知症高齢者見守りサービス事業(介護特会) 保険 課 429 千円 P 228

安全な登下校のため、また行方不明時に早期発見・保護ができるよう、BLEタグ(見守りタグ)の利用料を全額助成します。

新 福祉避難所備蓄事業 健康福祉 課 918 千円 P 93

福祉避難所となる総合福祉センターに、簡易ベッドや毛布、紙おむつなど要配慮者を受け入れるための生活必需品等を備蓄し、災害時の受入体制の準備・環境整備を行います。

新 消防施設維持管理事業 4,486 千円 P 135

- 住宅用火災警報器設置助成 危機管理 課 200 千円

全国的に住宅火災による高齢者等の死亡事故が相次いでいることから、高齢者や障害者手帳の交付を受けた方を対象に、住宅用火災警報器の取付費用の一部を助成します。加古川市消防本部と連携して住宅用火災警報器設置の促進を進めることで、火災での逃げ遅れ等を防ぎます。

新 消防車整備事業 危機管理 課 8,909 千円 P 135

老朽化した古田東分団の消防自動車を更新します。

新 災害対策活動事業 23,853 千円 P 137

- 避難所における福祉避難室用の折り畳み式ベッド導入 危機管理 課 275 千円

各小学校に福祉避難室を設置するために、気泡緩衝材でできた折り畳み式ベッドを導入します。

- 被災者支援システムの導入 危機管理 課 3,445 千円

能登半島地震での教訓をもとに、被災者の生活再建支援に活用するため、罹災証明書発行や応急危険度判定、家屋被害認定等の業務を行う災害対応システムを導入します。

新 自主防災組織育成事業 4,076 千円 P 137

- 個別避難計画作成補助金 危機管理 課 375 千円

自主防災組織の訓練等を補助することに加えて、共助や「つながり」を強化するため、新たに自主防災組織等が避難行動要支援者の個別避難計画を策定した場合に補助金を交付します。

継 マンホールトイレ整備 上下水道 課 44,000 千円

避難所となる各小学校を対象にマンホールトイレの整備工事を実施します。令和8年度は、蓮池小学校と播磨小学校に整備します。

2 身近な自然環境と快適な住環境が調和したふるさと

うるおいのあるまちへ<都市基盤・住環境>

新 地球温暖化対策推進事業 9,612 千円 P 63

- V2H充電設備設置費用補助 産業環境 課 500 千円

再生可能エネルギーの利用促進のため、V2H充電設備設置費用の一部を補助します。

- 自家消費型住宅用太陽光発電設備等設置費用補助 産業環境 課 3,510 千円

兵庫県と連携して自家消費型住宅用太陽光発電設備等設置費用に対して補助を行います。

新 粗大ごみ処理事業 90,326 千円 P 113

- 製品プラスチック分別収集に向けた取り組み 産業環境 課 2,000 千円

プラスチックの資源循環をさらに促進するために、プラスチック使用製品廃棄物の分別収集・再商品化に取り組みます。

令和10年度からの製品プラスチック分別収集に向けて、令和8年度に製品プラスチックと容器包装プラスチックの一括収集実証試験を実施します。

新 エネルギーの地産地消 産業環境 課

「エコクリーンピアはりま」で発電したCO2フリーの電力を2市2町の公共施設に供給するため、地域新電力会社「とうばんクリーンエナジー株式会社」を新たに設立しました。エネルギーの地産地消を進めることで、二酸化炭素排出量の削減と地域循環経済の構築をめざします。

新 道路新設改良事業 土木 課 230,000 千円 P 125

用地買収が完了した町道古宮川端線の未整備区間と町道上の池本荘北線の道路改良工事を実施します。また、古宮大池広場公園周辺道路の整備を推進します。

継 都市計画変更業務委託事業 都市計画 課 14,181 千円 P 129

町西側、北古田及び大中周辺地域の市街化調整区域については、令和7年度までの取組内容を踏まえ、引き続き関係者との勉強会や意見交換等を通じて、この地域の現状や課題を共有しながら、将来に向けたまちづくりの機運醸成に努めます。町東側、東野添及び二子周辺地域の市街化調整区域については、令和7年度までの検討内容を踏まえ、関係者との意見交換等を行いながら、地域活力の維持・向上を図るための土地利用を、引き続き検討していきます。

新 地方バス等公共交通維持対策事業 12,663 千円 P 129

- 新たな交通システムの導入に向けた検討 都市計画 課 1,000 千円

地域公共交通計画に基づき、公共交通機関の利活用の促進を図るとともに、新たな交通システムの導入に向けた実証実験に着手します。

継 土山駅北まちづくり事業

都市計画 課 87,826 千円 P 129

土山駅北エリアにおいては、令和9年度末の土地区画整理事業の都市計画決定をめざします。令和7年度に住民の方とともに作成した「まちづくり基本計画」を踏まえ、再整備に向けた詳細な計画・設計の検討を行うとともに、これに必要な調査を進めます。

活力のあるまちへ<産業・就業>

継 労働行政運営事業

産業環境 課 5,772 千円 P 115

合同企業説明会を開催し、町内事業者の人材確保を支援します。また、兵庫県の奨学金返済支援制度を活用する中小企業に対し、町から補助金を交付することで、中小企業の人材確保や若年者の就職・定着を図ります。

継 水産業振興事業

産業環境 課 9,607 千円 P 119

漁業協同組合が実施する正組合員確保の取り組みや、漁業施設等の整備を支援し、水産資源の多様化を図り漁業従事者の経営安定化を促進します。

継 地元食材給食事業

産業環境 課 3,003 千円 P 121

こどもたちの地産地消の意識醸成を図るため、地元産品や加工品を小中学校と幼稚園、認定こども園の給食の食材として提供します。令和8年度は、稲美町との協定に基づき、両町の産品を相互に取り入れながら地域での地産地消を推進します。

継 ふるさと納税推進事業

産業環境 課 3,066 千円 P 121

ふるさと納税について、町内事業者等と連携しながら魅力ある返礼品の充実に取り組み、事業者の販路拡大を支援するとともに、町内産業の活性化を図ります。

3 多様な個性と夢をみんなでつなぐふるさと

人を育むまちへ<教育・文化>

継 学力向上推進事業

2,706 千円 P 141

- 「漢字検定」・「英語検定」・「数学検定」受検料助成

地域学校教育 課 531 千円

町内の全小中学生を対象に、日本語力(漢字)、英語力、数学力の向上や家庭における学習習慣の定着を図るため、「漢字能力検定」「実用英語技能検定」「実用数学技能検定(数学検定・算数検定)」の受検料の半額を助成します。

新 継 学校情報化推進事業

152,679 千円 P 143

- 児童生徒用タブレット端末の更新

地域学校教育 課 46,768 千円

児童生徒用のタブレット端末を更新し、学習環境を整備します。デジタル教材等を効果的に活用することで、わかりやすく考えが深まる授業を実施し、確かな学力を育みます。

- プログラミングドローン授業の実施

地域学校教育 課 1,729 千円

民間ドローンスクールに委託し、プログラミング授業を実施します。

新 教育振興基本計画策定事業

地域学校教育 課 1,265 千円 P 143

本町の教育の基本指針である「教育大綱」を見直すとともに、第4期教育振興基本計画の策定を進め、令和9年度からの施行に向けて、「総合教育会議」などにおいて協議を深めることで、教育のさらなる充実に努めます。

新 小学校運営事業 36,309 千円 P 145

- 播磨西小学校水泳授業民間委託 教育総務 課 8,193 千円

播磨西小学校のプールが老朽化していることから、こどもたちが安全に水泳の授業を受けられるよう、試行的に指導を民間事業者へ委託します。

新 蓮池小学校南校舎・播磨中学校屋内運動場大規模改造事業 教育総務 課 36,466 千円 P 149 P 153

播磨中学校屋内運動場と蓮池小学校南校舎を全面改修し、安全で快適な学習環境の充実を図ります。令和8年度は設計業務を実施します。

継 播磨南中学校西校舎大規模改造事業 教育総務 課 407,909 千円 繰越事業

老朽化した播磨南中学校西校舎を令和6年度から3か年かけて、全面的に改修しています。令和8年度は西校舎の北側半分を改修し、安全で快適な学習環境を整備します。

拡 中学校運営事業 22,358 千円 P 151

- 中学校へのAED設置 教育総務 課 474 千円

生徒や地域の方が安心して屋外で活動できるよう、町立中学校の敷地内に新たにAEDを設置します。

継 中学校教育振興事業 2,203 千円 P 153

- こどもの思い具現化事業補助金 地域学校教育 課 1,000 千円

学校生活における中学生の熱い想いを、生徒総会や中学生議会などを経て具現化していくための補助金を交付します。

新 公民館管理運営事業 56,935 千円 P 161

- 中央公民館空調設備改修 協働推進 課 3,874 千円

経年劣化した中央公民館の空調設備等を更新するための実施設計を行います。

拡 (新)東部コミュニティセンターの開館 協働推進 課 22,695 千円 P 161

東部コミュニティセンターが新しくなることに伴い、施設の運営を通じて、さらなる地域活動の充実や交流の活性化をめざします。

継 別府鉄道リニューアル事業 郷土資料 館 40,938 千円 P 167

地域で愛されている別府鉄道の車両展示について、関係機関と連携しながら、貨物車両を追加で設置します。また、別府鉄道の魅力を発信するグッズ等の開発に努めます。

新 学校給食事業 教育総務 課 447,157 千円 P 169

播磨町での子育てを支援するため、国における学校給食費の抜本的な負担軽減政策に基づき、小学校給食費を無償化するとともに、中学校給食費についても、町独自で無償化を行います。また、保護者の負担軽減を図るとともに、幼児の食への意欲や関心を育むために、令和8年度から幼稚園において、給食の提供を開始します。

継 総合体育館大体育室空調整備 協働推進 課 208,091 千円 繰越事業

総合体育館の大体育室に空調設備を設置することで、利用者が安全で快適にスポーツを楽しめる環境を整備するとともに、大規模災害時の避難所としての環境改善を図ります。

継 中学校部活動地域展開 地域学校教育 課 49,137 千円 P 153

休日の完全移行が完了した中学校部活動の地域展開について、令和10年度末までに完全地域クラブ化をめざします。そのため、大学や地域人材と連携して指導者の資質向上と人員の充実に努めます。あわせて、幅広い知見や専門的な技術を有する質の高い指導者を確保するなど、生徒がやりがいをもって活動できる持続可能な体制整備をさらに進めます。

新 教職員用公用スマートフォン貸与

- 小学校運営事業 教育総務 課 3,791 千円 P 145
- 中学校運営事業 教育総務 課 1,990 千円 P 151

学校における児童生徒の安全確保のため、教職員に緊急連絡用の携帯電話(スマートフォン)を貸与します。

人がつながるまちへ<協働・行政>

拡 広報事業

19,819 千円 P 53

- 「はりま音頭」「はりま☆土器ドキ☆ダンス」動画制作 企画 課 2,607 千円

本町で長く親しまれてきた「はりま音頭」と「はりま☆土器ドキ☆ダンス」の振り付けを、楽しく覚えられる動画を制作し発信します。幅広い世代に、様々な場面で踊るきっかけを広げていくことで、郷土への愛着を育みます。

拡 協働推進課公用車管理事業

4,936 千円 P 57

- 庁用バスの利用条件拡充 協働推進 課 4,224 千円

行政活動を効果的に行うとともに、地域活動の支援と学校教育活動の充実を図るため、庁用バスの運用を引き続き行います。また、利用条件を拡充することで利活用を推進するとともに、より利便性の高い運用をめざします。

継 コミュニティ推進事業

協働推進 課 57,849 千円 P 65

自治会公民館の設備や備品を充実させることで、自治会活動の振興を図るため、自治会公民館の施設整備や備品購入費を補助します。

新 住民基本台帳ネットワークシステム管理事業

13,687 千円 P 71

- マイナンバーカード交付予約管理システムの導入 住民 課 775 千円

マイナンバーカードの予約・交付システムを導入し、住民サービスの利便性を向上させます。

新 喜瀬川こいのぼり

協働推進 課

こどもたちのしあわせとすこやかな成長を願って、春風に吹かれ大空を泳ぐこいのぼりをふるさと橋に掲げます。

7 個別事業概要説明

一般会計

(款) 議会費 (項) 議会費 (目) 議会費

≪議会事務局≫

議会運営事業【P47】

議会の組織構成員である議員に議員報酬及び旅費等を支給し、議員の身分を保障する。また、各種関係団体との体制の整備を図り、議員の研修及び調査研究等を充実させることにより、議会活動の活性化と適正な議会運営を図る。

なお、本年度も引き続き、地方議会議員年金制度の廃止に伴う給付に要する費用を支出する。

日本国憲法に定められた二元代表制の一翼を担う存在として、住民の負託に応える責務を有しており、議決による団体意思の決定機能及び執行機関への監視と評価機能を充実することに加え、政策形成及び立案機能の向上を図ることができる。

議会管理事業【P47】

議会の機能向上を目標に議会事務（庶務、議事、調査）の適正な執行を行うことで、議会事務に係る各種処理が年間を通じて円滑に実施することができる。

議会映像配信システムを運用し、インターネットで議会の状況のリアルタイム映像や録画映像を配信する。

パソコンやタブレット端末等により、住民に容易に議会の状況を提供する。

議員に貸与しているタブレット端末を適正に維持管理し、本会議や委員会などの議員活動にて活用する。

議会だより会議録作成事業【P47】

議会の活動等を住民に周知し理解を得るため、「はりま議会だより」を定例会ごとに発行し、住民の自治意識の高揚を図る。

また、地方自治法第123条の規定に基づき会議録を作成するとともに、データベースシステムを使用して会議録をホームページで公開する。

IT技術の急速な進歩によって各種情報の伝達方法に変化が生じているが、「活字」等による情報伝達は今後も普遍であり、有効性は高い。

「会議録」は、議会の公式記録であり、最重要書類として永久保存をしなければならない。

これらを作成し、住民がいつでも閲覧できる環境を整備することにより「開かれた議会」となることができる。

(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 一般管理費

≪企画課≫

秘書事務事業【P49】

町長、副町長の交際及び渉外に関するを行う。

《危機管理課》

国民保護計画推進事業【P49】

武力攻撃事態等において住民の生命、身体及び財産を保護するための措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護計画の見直しを実施し、住民への周知を図る。

《総務課》

部課庶務事業【P49】

全庁的な行政活動共通の事務事業に要する経費である電話受付、郵便物の受付発送、印刷機の管理等を一括管理することにより、効率的な事務執行を図る。

文書図書管理事業【P51】

文書の收受・配布・保管及び法令図書・町例規の管理を正確かつ迅速に行うことにより、各部門の事務の円滑かつ効率的な実施を図る。

地域活性化基金積立事業【P51】

地域の活性化を図る事業を推進するため設置された地域活性化基金への積立てを行う。地域活性化基金条例第4条による運用益金（利子）の積立て。

職員研修事業【P51】

厳しい行財政状況の中、限られた人員により町行政を効率的に運営するため、様々な分野において個々の職員が能力を開発し、実務において知識・能力が発揮できるよう各種の研修を開催し、又は外部機関が行う研修に派遣し、有能な人材の育成を図る。

職員等福利厚生事業【P51】

職員等の健康診断、健康相談、レクリエーション等を実施することにより、健康保持・増進、病気の予防及び快適な職場環境の形成を図る。

財政事務事業【P51】

各政策に対し、限られた財源を有効かつ適正に配分し、常に収支の均衡を失うことなく財政運営の健全化を図る。

契約事務事業【P51】

適正な契約事務を行うため、法律等に基づく入札・契約業務、入札参加者審査会の開催、入札参加資格審査申請の受付等各種契約事務事業を行う。

情報公開・個人情報保護・行政不服審査事業【P51】

情報公開条例、個人情報保護に関する法律施行条例及び行政不服審査会条例を適正に運用し、情報公開、個人情報保護及び行政不服審査の各制度の充実を図る。

審議会等運営事業【P51】

各種審議会等において、町の諮問等に応じ、諮問事項等について調査・審議を行う。

法的対応支援事業【P53】

住民のニーズが高度複雑化する中で、行政に対する不当要求事案のようなケースも含め、行政を相手取った訴訟問題に発展しかねない事案も日常業務の中では増加しており、初動における弁護士による支援の必要性は高まっている。

そこで、本事業により、定期的に弁護士が本町庁舎内に滞在し、日常業務における法的対応等への助言を行うことで、速やかかつ円滑な対応を図る。

人事給与事務事業【P53】

人事給与システム等を円滑に維持管理し、適切な事務執行を行う。

《協働推進課》

協働推進一般管理事業【P53】

協働推進事業全般の管理事務を行う。

(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 文書広報費

《企画課》

広聴事業【P53】

各種アンケートの実施や、住民から寄せられる町政に対する意見、要望などを聴取し、行政に反映していくとともに、地域の課題や問題解決のための助言並びに関係部署等の調整を行う。

広報事業【P53】

広報「はりま」(毎月24日発行)、町ホームページ、SNS、デジタルサイネージ、ラジオ及びケーブルテレビなどを活用し、行政や住民活動の情報を提供するとともに、住民のまちづくりへの参画と協働を促す。

また、「ふるさとPR大使」によるまちのPRや、キャラクターグッズの作成を行う。

《協働推進課》

住民相談事業【P53】

住民から寄せられる各種相談に対応するため、弁護士による無料法律相談、行政相談員による行政相談を行う。

無料法律相談について、令和8年度より1日あたりの相談対応時間を2時間から3時間へ拡充する。

(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 会計管理費

《会計室》

出納事務事業【P53】

予算執行から決算までの一連の財務会計事務を含め、歳計現金等の円滑適正な執行管理及び財源調整を行うとともに、財務会計の電算化を推進することにより、各課の事務遂行の円滑化を図る。

また、現金の出納管理を安全かつ効率的に行う。

(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 電子計算費

《企画課》

電子自治体推進事業【P55】

基幹業務系システムやグループウェアシステム等の各種システムの維持管理のほか、オンライン申請や電子申告等システムの利活用、セキュリティ対策等電子自治体の構築を推進し、住民サービスの向上と事務の効率化を図る。

(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 財産管理費

《総務課》

庁舎施設維持管理事業【P55】

行政目的を効率的に達成するため、庁舎施設の適切な維持管理及び保安保持並びに施設等の整備充実を図る。

定期的な点検及び修繕を行うことにより、施設設備並びに執務環境の保安保持が図れている。

公有財産管理事業【P55】

普通財産用地の維持、保全、管理を行うとともに、用地の貸付け及び不要地の処分等による有効活用を図る。

総務課公用車管理事業【P57】

庁用公用自動車及び庁用マイクロバスの適切な維持管理を行う。

財政調整基金積立事業【P57】

一般会計における財源を積み立てるため設置された財政調整基金への積立てを行う。
財政調整基金条例第4条による運用益金（利子）の積立て。

減債基金積立事業【P57】

一般会計における町債の償還に必要な財源を確保し、もって健全な財政運営に資するため設置された減債基金への積立てを行う。

減債基金条例第4条による運用益金（利子）の積立て。

公共施設整備基金積立事業【P57】

公共施設の整備資金を確保するため設置された公共施設整備基金への積立てを行う。
公共施設整備基金条例第4条による運用益金（利子）の積立て。

庁舎整備事業【P57】

第一庁舎に設置している空調設備について、経年劣化に伴い更新が必要であるため、改修工事を実施する。

また、書庫機能拡充のため、庁舎北側の山陽電車沿線にある倉庫の改修工事を実施する。

現在、第一庁舎2階に配置している協働推進課について、来庁者の利便性向上等の観点から1階へ移設するため、庁舎改修工事を行う。

≪協働推進課≫

協働推進課公用車管理事業【P57】

公用自動車の適切な維持管理を行う。

| | | |
|---------|-----------|---------|
| (款) 総務費 | (項) 総務管理費 | (目) 企画費 |
|---------|-----------|---------|

≪企画課≫

広域行政事務事業【P57】

各種協議会（東播磨海広域行政協議会、播磨地方拠点都市推進協議会、播磨広域連携協議会、播磨圏域連携中枢都市圏）に加入し、広域的な視点からも連携したまちづくりを推進する。

行政改革推進事業【P57】

第5次播磨町総合計画の推進過程における「評価」により成果や課題の明確化を行い、課題の「改善」に向けた取組を進め、行政改革懇談会において「第5次播磨町行政改革大綱」に基づく取組の進捗状況について報告を行う。

令和8年度は、次期行政改革実施計画の策定を行う。

土山駅南交流スペース運営事業【P57】

土山駅南に開設された「B i V i 土山」内に設けた土山駅南交流スペース「きつずなホール」において、播磨町の施策や魅力、地域に関する情報提供及び案内を行い、あわせて住民及び来訪者の交流の場や待合所としての活用も行う。

総合戦略等推進事業【P59】

総合戦略において実施した施策・事業の進捗状況や効果を検証するとともに、その目標達成に向けての分析を行い、さらにその推進に際して総合戦略推進会議において検証を行う。

《協働推進課》

非核平和推進事業【P59】

昭和57年4月に「核兵器廃絶のまち宣言」を行っており、日本非核宣言自治体協議会への参加や平和祈念事業等をとおして、活動を推進する。

結婚・移住支援事業【P59】

婚姻に伴う経済的負担の軽減を行うことにより少子化対策の強化を図るため、新婚世帯に対し、結婚に伴う新生活のスタートアップに係る費用を支援する。

また、町内への移住及び定住の促進等のため、支給要件を満たした移住世帯に対し、移住支援金を補助する。

(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 公平委員会費

《議会事務局》

公平委員会運営事業【P59】

公平委員会を地方公務員法第7条第4項の規定に基づき加古川市と共同設置しており、委員会に係る運営経費の一部を負担する。

加古川市・播磨町公平委員会共同設置負担金を、前年度委員会費当初予算額を職員数(令和7年4月1日現在)で按分し、算定する。

(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 防犯対策費

《危機管理課》

防犯対策事業【P59】

加古川地区防犯協会及び地域住民団体が行う活動を支援することにより、犯罪のない明るいまちの実現を図る。

また、青色回転灯を装着した疑似パトカーで下校時の学校園や通学路を中心に見守り、防犯啓発・交通事故抑止のためのパトロールを行うことにより、犯罪・事故の未然防止を図る。

令和8年度から「防犯・交通パトロール事業」を統合。

自治会街灯補助事業【P59】

各自治会が管理している街灯の電気料金の一部を補助することやLED街灯設置及び更新を補助することにより、自治会経費の負担軽減を図るとともに、夜間における犯罪と事故の未然防止を図る。

見守りカメラ管理運用事業【P59】

民間業者が提供するBLEタグ(見守りタグ)を検知できる検知器を実装した見守りカメラを通学路や主要な粗大ゴミステーションを中心に、整備・運用することにより、犯罪

の未然防止の効果を増大させ、行方不明者の捜索時間の短縮、刑法犯認知件数の減少を目指す。

また、警察署からのカメラ映像の捜査関係事項照会に対して、迅速に対応するための電子による申請などに伴う、システムや機器の維持管理を行う。

《土木課》

街灯施設維持管理事業【P61】

街灯（防犯灯）の維持修繕を行うとともに、必要に応じて設置を行い防犯対策の強化を図る。

（款）総務費 （項）総務管理費 （目）交通安全対策費

《危機管理課》

交通安全対策事業【P61】

住民に対する交通安全啓発活動及び交通安全に関して警察署等関係機関との調整を行い、住民の意識の高揚を図る。

また、高齢運転者による交通事故の減少を図るため、運転免許証を自主返納した高齢者に対し補助金等を交付する。

さらに、交通安全運動期間に合わせて学校や教育委員会と連携した危険個所での街頭啓発や補助事業を実施することにより交通事故件数の減少を目指す。

交通安全教育事業【P61】

子ども及び高齢者に対する交通安全教育を充実させることにより、交通事故の防止を図り、交通事故件数の減少を目指す。

また、入学時に啓発物品を配布し、幼稚園、保育園、こども園、小学校、中学校へ交通安全教室や、高齢者向けの交通安全講座を実施することで交通安全の意識向上をうながす。

《総務課》

交通安全対策基金積立事業【P61】

兵庫県市町交通災害共済組合の解散に伴い分配された分配金を原資に、住民の交通安全対策の推進に寄与するため設置された交通安全対策基金への積立てを行う。

交通安全対策基金条例第4条による運用益金（利子）の積立て。

《土木課》

交通安全施設維持管理事業【P61】

町内各所に設置しているカーブミラー・道路照明灯等の交通安全施設の設置及び維持管理を行うことにより、交通安全の確保を図る。

駅周辺自転車整理事業【P61】

播磨町駅及び土山駅周辺の自転車等放置禁止区域において、街頭指導や放置自転車の撤去を行い、歩行者等の円滑な通行を確保するとともに駅周辺の美化を図る。

自転車駐車場施設維持管理事業【P61】

播磨町駅及び土山駅の町立自転車駐車場施設を維持するとともに、適切な利用がなされるよう運営を行う。

(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 公害対策費

《産業環境課》

公害対策事業【P63】

事業活動その他、人の活動に伴って生じる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、騒音、振動及び悪臭等による生活環境の悪化を防止するため、状況の把握、環境保全協定の遵守状況の確認、事業所への行政指導を行う。

環境保全事業【P63】

ゆとりと潤いのある美しい環境の創造並びに地球環境の保全を達成するため、環境啓発に必要な事業の企画・立案を行い、環境保全に関する思想の普及及び意識の高揚・環境保全に関する情報の収集及び提供等の事業を行う。

また、自然への環境意識を高めるために整備した野添北公園内のほたる育成水路を適切に管理する。

狐狸ヶ池で実施している外来生物の防除調査を継続し、豊かな自然のシンボルとして知られる水生植物のオニバスなど狐狸ヶ池の本来の生態系を復活させる。

さらに、近年喜瀬川で繁殖しているナガエツルノゲイトウ防除のための取り組みを実施する。

大気汚染常時監視事業【P63】

二酸化硫黄・二酸化窒素・光化学オキシダント・PM_{2.5}・風向風速等の大気汚染の状況についての的確に把握するため、庁舎及び宮西に測定局を設置し、事業所や人の活動等多岐にわたる発生源について常時監視することにより、総合的な大気保全対策を実施し、汚染防止を図る。

庁舎局については、兵庫県と常時交信を行うことにより、広域的な監視及び長期的・短期的な評価を行っている。

公害対策公用車管理事業【P63】

公用自動車の適切な維持管理を行う。

電気自動車等充電ステーション設置費補助事業

令和8年度から「地球温暖化対策推進事業」へ統合。

地球温暖化対策推進事業【P63】

地球温暖化対策実行計画の目標達成に向け、再生可能エネルギーの利用促進に関する情報発信及び啓発を行うとともに、住民・事業者に対し設備導入等を支援することにより、温室効果ガス排出量の削減を図る。

住宅用太陽光発電システム及び住宅用蓄電池設置導入に要する費用の一部補助に加えて、令和8年度から家庭用電気自動車等放充電設備（V2H）の設置費補助、及び兵庫県と連携して自家消費型住宅用太陽光発電設備等設置費補助を開始する。

（款）総務費 （項）総務管理費 （目）生活改善推進費

《産業環境課》

消費生活啓発事業【P65】

専門相談員を配置した「消費生活センター」で複雑多岐にわたる消費者からの相談に対応するとともに、被害の発生予防や拡大防止のための啓発活動を推進する。

（款）総務費 （項）総務管理費 （目）協働推進費

《協働推進課》

コミュニティ推進事業【P65】

自治会及び播磨町自治会連合会の活動並びに自治会公民館の施設整備事業等に対して、適切な支援を行うことにより、コミュニティ活動の活発化と自治意識・連帯意識の高揚を図り、自治会活動の健全な発展を促進する。

国際交流事業【P65】

播磨町とアメリカ合衆国オハイオ州ライマ市・中華人民共和国天津市和平区との姉妹都市・友好都市提携に基づき、相互理解と交流を深めるとともに、広く諸外国の人々との交流の促進を図る。

また、「播磨町国際交流協会」の支援を行うとともに住民主体の活動を促進し、地域の国際化を進める。

町内の在住外国人の増加、多国籍化に対応し、多文化共生社会を実現するため、令和8年度より日本語教室を拡充する。

令和8年度：姉妹都市アメリカ合衆国オハイオ州ライマ市へ訪問団を派遣

地域連携交流施設運営支援事業【P65】

県立東はりま特別支援学校の敷地内に設けられた地域連携交流施設は、学校と地域を結び憩いや交流の場を目的とした施設である。

地域連携施設は、住民が利用できる施設となっており、地域活動の拠点として期待できる。

また、施設2階では、地域活動支援センターが開設されているため、特別支援学校卒業後の居場所となり、特別支援学校との連携も期待できる。

本事業は、この施設の運営を支援する事業となっている。

まちづくり活動推進事業【P67】

町内で公益性のある活動団体等が、地域課題の解決など、町がより住みやすいまちとなることを目指す事業提案に補助金を交付し、地域活動の活性化を図る。

また、各種活動団体にまちづくりアドバイザーが関与することで、持続的な「協働によるまちづくり」を推進する。

さらに、広域的な視点からも連携したまちづくりを推進するため、各種協議会のうち東播磨流域文化協議会に加入する。

ふれあい活動推進事業【P67】

住民が様々な体験や交流を通して学びやつながりを深める場として「はりま春風フェス」を開催する。

また、各種の奉仕活動や学習活動、福祉活動を推進する女性団体を支援する。

国際交流基金積立事業【P67】

国際交流に対する事業の財源を確保するため設置された国際交流基金への積立てを行う。

国際交流基金条例第4条による運用益金（利子）の積立て。

| | | |
|---------|-----------|--------|
| (款) 総務費 | (項) 総務管理費 | (目) 諸費 |
|---------|-----------|--------|

≪ 税務課 ≫

町税過誤納金還付事務事業【P67】

各税の収納状況を確認し、過誤納付等が生じたときは、速やかに還付又は未納税額への充当処理を行い、税の適正化を図る。

≪ 保険課 ≫

税外収入還付事業（保険課）【P67】

各種補助事業等において、精算により過年度分に返還が生じた場合の還付をする。

≪ 健康福祉課 ≫

税外収入還付事業（健康福祉課）【P67】

各種補助事業等において、精算により過年度分に返還が生じた場合の還付をする。

≪ こども課 ≫

税外収入還付事業（こども課）【P67】

各種補助事業等において、精算により過年度分に返還が生じた場合の還付をする。

| | | |
|---------|---------|-----------|
| (款) 総務費 | (項) 徴税费 | (目) 税務総務費 |
|---------|---------|-----------|

≪ 総務課 ≫

固定資産評価審査委員会運営事業【P67】

固定資産課税台帳に登録された価格の不服申出について、審査・決定の機関として固定資産評価審査委員会を設置し、委員会の運営を行う。

(款) 総務費 (項) 徴税費 (目) 賦課徴収費

≪税務課≫

町税賦課事務事業【P69】

法律又は条例などの法規に定める課税要件に応じて賦課徴収事務を行う。

・個人町民税（1月1日現在、町内に住所を有する人、あるいは事務所等のある人に課税する。）

・法人町民税（町内に事務所等を有する法人等に課税する。）

・固定資産税（1月1日現在、固定資産の所有者に課税する。）

・都市計画税（1月1日現在、市街化区域内の固定資産の所有者に課税する。）

・軽自動車税（4月1日現在、軽自動車等の所有者に課税する。）

・町たばこ税（卸売販売業者等）賦課徴収事務に伴う税務関係証明書の発行、台帳の閲覧、諸税事務を行う。

また、各種協議会等に参加することにより、税の適正課税及び納税に関するPRを実施し、収納率の向上に努める。

≪債権管理課≫

町税等徴収事務事業【P69】

町税等の収納、管理事務を行う。

消し込み事務の合理化、正確化、迅速化を図るとともに、滞納者に対して督促状、催告書等を発送し、文書催告に応じない滞納者に対して差押等滞納整理を積極的に進めることで、収納率の向上と歳入の確保に努める。

(款) 総務費 (項) 戸籍住民基本台帳費 (目) 戸籍住民基本台帳費

≪住民課≫

戸籍住基等事務事業【P69】

・戸籍事務：戸籍法に規定されている各種届書の受理、戸籍編製及び戸籍謄抄本等の交付を行い、住民の利便を図る。

・住民基本台帳事務：住民に対する正確な記録を確保するため、転入届・転出届等を受理し、常に住民基本台帳の整備を行い住民票の写し等を交付し、住民の利便を図る。

・本人通知制度事務：住民票の写しや戸籍の謄抄本等の不正取得防止のため本人通知制度を実施し、住民の個人情報保護を図る。

・在留関連事務：外国人住民の住居地届出の受理及び特別永住者証明書に関する国への経由事務を行う。

・印鑑登録事務：印鑑条例に基づき、印鑑登録申請書等の受理、印鑑原票の作成及び印鑑登録証明書の交付を行い、住民の利便を図る。

戸籍情報システム管理事業【P71】

戸籍事務について電算システムにより、戸籍受付から戸籍編製までを正確かつ迅速に処理する。

住民基本台帳ネットワークシステム管理事業【P71】

各種行政の基礎となる住民基本台帳をネットワークで結び、全国共通の本人確認ができる住民基本台帳ネットワークシステムは、電子政府・電子自治体の基盤としても利用され、公的個人認証サービスへの活用、個人番号カードの交付、住民票の写しの広域交付、転入転出の特例など住民サービスの向上と行政事務の効率化を図る。

また、マイナンバー制度（社会保障・税番号制度）の導入に伴い、公的個人認証サービスへの活用や個人番号カードの交付を円滑に実施し、住民の利便を図る。

住居表示維持管理事業【P71】

住居表示実施区域での建物の新築に伴う住居番号の付定や台帳の整備を行う。

また、必要に応じて案内板の点検・修繕や街区表示板の取替え、対象案内図・住居表示台帳の更新を行う。

証明書コンビニ交付事業【P71】

全国のコンビニエンスストア等において、個人番号カードを利用して休日や時間外にも住民票の写し等の証明書の交付が受けられるよう整備し、住民の利便性の向上を図る。

(款) 総務費 (項) 選挙費 (目) 選挙管理委員会費

≪総務課≫

選挙管理委員会運営事業【P71】

正確かつ適正な選挙管理委員会の事務を行うことにより、各種選挙の公明性の確保を図る。

(款) 総務費 (項) 選挙費 (目) 選挙啓発費

≪総務課≫

選挙常時啓発事業【P71】

明るい選挙の推進を図るため、主に有権者に対し政治・選挙に関する啓発を行う。

(款) 総務費 (項) 選挙費 (目) 町長選挙費

≪総務課≫

町長選挙事務事業【P73】

令和8年7月12日の任期満了に伴う町長選挙について、正確かつ適正な選挙事務を行うことにより、選挙の公明性、適正の向上を図る。

(款) 総務費 (項) 選挙費 (目) 町議会議員選挙費

≪総務課≫

町議会議員選挙事務事業【P73】

町議会議員の欠員に伴う、町長選挙に便乗して実施する補欠選挙について、正確かつ適正な選挙事務を行うことにより、選挙の公明性、適正の向上を図る。

また、令和9年4月29日に任期満了を迎えることから、令和9年4月に選挙を執行するため、令和8年度は事前準備も併せて行う。

(款) 総務費 (項) 選挙費 (目) 兵庫県議会議員選挙費

≪総務課≫

兵庫県議会議員選挙事務事業【P75】

令和9年4月29日の任期満了に伴う兵庫県議会議員選挙について、正確かつ適正な選挙事務を行うことにより、選挙の公明性、適正の向上を図る。

選挙期日が令和9年4月上旬となることが予想されることから、令和8年度は事前準備を行う。

(款) 総務費 (項) 統計調査費 (目) 統計調査総務費

≪企画課≫

統計業務推進事業【P75】

統計業務の充実発展を図るため、研修などに参加し情報の交換を行う。

(款) 総務費 (項) 統計調査費 (目) 商工統計調査費

≪企画課≫

経済センサス調査区管理事業【P75】

経済センサス調査区を管理し、必要な修正を行うことにより、経済センサス活動調査を始め、事業所又は企業を対象とする各種統計調査実施の基礎資料として利用する。

調査区情報を定期的に把握・更新することで、調査区を継続的に使用することが可能となる。

経済センサス活動調査事業【P75】

経済活動の実態を全国及び地域別に明らかにするとともに、事業所及び企業を調査対象とする各種統計調査の精度向上に資する母集団情報を得ることを目的とする「経済センサス-活動調査」を行う。

(款) 総務費 (項) 監査委員費 (目) 監査委員費

≪議会事務局≫

監査委員事務運営事業【P77】

法令により定められた権限に基づき、事務事業の執行について監査等を実施し、その結果を報告及び公表することにより、民主的かつ効率的な行政の執行を確保し、もって住民福祉の増進と地方自治の本旨の実現に寄与する。

事務事業の執行に関する監査等を実施し、適法・適正かつ効率的な事務執行を確保することができる。

(款) 民生費 (項) 社会福祉費 (目) 社会福祉総務費

《保険課》

障害者(児)医療費助成事業【P77】

身体障害者手帳1・2・3(内部障がい)級、療育手帳A・B1、精神障害者手帳1級保持者を対象に、心身障がい者(児)の健康の保持及び生活の安定に寄与するとともに、その福祉の増進を図る。

高齢障害者特別医療費助成事業【P77】

高齢者の医療の確保に関する法律の規定による医療費の給付を受けるものであって、身体障害者手帳1・2・3(内部障がい)級、療育手帳A・B1、精神障害者手帳1級保持者を対象に、医療費の一部負担金を助成し、負担を軽減するとともに、その福祉の増進を図る。

国民健康保険事業特別会計繰出事業【P77】

国・県・町の施策として実施される保険税の軽減や負担金の減額措置等に対して、その費用を一般会計を通じて国保特別会計へ繰り出すことにより、国民健康保険の財政基盤の安定を図る。

(1)保険基盤安定分

低所得者への保険税軽減分で、県が3/4、町が1/4の負担をし、一般会計から国保特別会計へ繰り出す。

(2)保険者支援分

低所得者数により補填される分で、国が1/2、県が1/4、町が1/4の負担をし、一般会計から国保特別会計へ繰り出す。

(3)職員給与費等分

国保の事務に要する経費について一般会計から国保特別会計へ繰り出す。

(4)財政安定化支援事業分

国保財政の健全化及び保険税負担平準化のため一般会計から国保特別会計へ繰り出す。

(5)未就学児均等割保険税負担分

未就学児にかかる均等割保険税の軽減分で、国が1/2、県が1/4、町が1/4の負担をし、一般会計から国保特別会計へ繰り出す。

(6)産前産後期間保険税負担金

産前産後期間における保険税の減免分で、国が1/2、県が1/4、町が1/4の負担をし、一般会計から国保特別会計へ繰り出す。

福祉医療等事務事業【P79】

各種福祉医療助成事業（障がい者、乳幼児等、子ども、母子家庭等、高齢障がい者、高齢期移行者）に係る事務を行う。

要配慮者実態調査事業【P79】

災害対策基本法に基づき、災害が発生した際に避難に手助けが必要な人（＝避難行動要支援者）を把握するための調査を実施し、『避難行動要支援者名簿』を作成する。

災害時に避難支援を要する人を事前に把握し、地域の支援者と情報共有することで、日頃からの地域での見守りと、災害が発生した時の避難支援の仕組みづくりを促進することを目的とし、「個別避難計画」の策定を推進する。

緊急時、災害時における共助・公助のための情報として活用し、被害を軽減させる。

令和7年度と令和8年度は、新規対象者に郵送調査を実施する。

80歳以上の高齢者については、3年に1度、町が委託し民生委員が訪問調査を実施。（令和6年度に実施）。

高齢者虐待防止事業【P79】

高齢者虐待防止法に基づき、虐待防止に関する啓発を実施する。

また虐待ケースが複雑化していることから、専門家を交えたケース会議等が実施できる体制を整備する。

住宅改造助成事業（保険課）【P79】

要介護・要支援認定がある高齢者が、住み慣れた住宅で安心して生活ができるよう、それぞれの身体に応じた既存住宅の改造に要する経費を助成する。

《健康福祉課》

障害者福祉一般管理事業【P79】

知的障がい又は精神障がいがある人の偶発的な事故等で発生した損害賠償責任を補填することで、本人や家族の精神的及び経済的な負担を軽減する。

行方不明のおそれのある障がいのある人の見守りサービスであるBLEタグ（見守りタグ）の使用料を助成することで、本人や家族の身体的及び精神的な負担の軽減を図る。

災害時バンダナやコミュニケーション支援ノートを各避難所に配置し、外見からは障がいがあることが分かりにくい人が、災害時に周囲の手助けを得やすくなり、コミュニケーションを円滑に行うことができる環境づくりを推進する。

障害者福祉一般管理事業【P79】

障がい者福祉全般にかかる出張等に要する経費、電算処理システム管理経費及び社会福祉のために活動している団体等へ事業費用の一部を補助（負担）することにより、自立の向上と社会参加の促進を図る。

また、兵庫県心身障害者扶養共済掛金の一部を補助することで生活の安定を図る。
障がいのある人が地域で安心して自立した生活を送るために、地域自立支援協議会の地域支援ネットワークを活用し、地域課題を解決するための仕組みづくりを推進する。
災害時に自ら避難することが難しく、特に支援を必要とする障がいのある人の避難支援のため、個別避難計画の策定を推進する。

民生委員児童委員活動事業【P79】

播磨町民生委員児童委員（定員63名）及び主任児童委員（定員4名）が、要援護者世帯、母子・生活保護世帯等の訪問・見守りや相談等を通し、地域福祉の向上を目的として活動する。

また、民生委員児童委員1名につき、2名の協力委員を設置し、民生委員児童委員と協力して福祉活動を行う。

戦没者遺族援護事業【P79】

播磨町遺族会の事業に係る費用の一部を補助することにより、遺族会の福祉の向上に寄与する。

また、協働推進課と合同で戦没者追悼平和祈念式を開催し、戦没者への追悼を行うとともに、広く住民に平和を啓発する。

障害者更生援護事業【P81】

(1)障害者更生援護事業福祉施設等に通所して、就労訓練を受けている者又はその扶養義務者に対して補助金を交付し、その負担の軽減をすることにより、障がい者（児）の自立更生を促進し、もって心身障がい者（児）の福祉の増進を図る。

(2)小規模通所訓練事業企業等に就労することが困難な在宅の障がい者を対象に、社会参加の機会として、創作活動等を実施している地域活動支援センター等に対して運営費の一部を補助する。

重度心身障害者福祉タクシー料金助成事業【P81】

在宅の重度障がい者（児）が生活行動範囲の拡大と社会参加のために利用するタクシー運賃の一部を補助する。

- ・身体障がい者（児）……1・2級手帳所持者
- ・知的障がい者（児）……A判定の手帳所持者
- ・精神障がい者（児）……1級手帳所持者1回について枚数制限なし。

（1枚700円のチケット年間52枚）

社会福祉協議会運営費補助事業【P81】

播磨町社会福祉協議会は住民や当事者の主体性を原動力としながら、地域の一人ひとりがその一員として自分らしく暮らせる地域社会づくりをすすめることを使命として活動している社会福祉法人である。

住民同士がつながりを持ちあい、いきいきと暮らすことができる地域社会実現のため、当該団体に対し運営費を補助することにより播磨町における地域福祉の増進に寄与する。

健康福祉課公用車管理事業【P81】

公用自動車の適切な維持管理を行う。

自立支援医療費助成事業【P81】

身体障がい者及び将来身体障がいを残す可能性のある児童に、医療費の助成を行うことにより、身体の機能障がいの軽減又は改善を図り、日常生活や社会生活を容易にする。

また、常時医療的ケアを必要とし、病院等へ長期入院されている障がい者に対して、医療に係る経費の一部を助成することにより、日常生活の維持を図る。

身体障害者（児）補装具費支給事業【P81】

身体障がい者（児）の身体機能を補完又は代替するための補装具の購入又は補修に必要な費用の一部を支給することにより、身体障がい者の職業その他日常生活の能率の向上を図り、また、身体障がい児が将来、社会人として独立自活するための素地を育成・助長する。

住宅改造助成事業（健康福祉課）【P81】

障がい者が、住み慣れた住宅で安心して健やかな生活が送れるよう住環境を整備するため、障がい者等に対応した既存住宅の改造に要する経費を助成する。

社会福祉一般管理事業【P81】

社会福祉全般に係る出張等に要する経費及び人権啓発・社会福祉のために活動している各協議会等の事業費用の一部を補助（負担）する。

行旅死亡人取扱事業【P83】

行旅病人及行旅死亡人取扱法に基づき、行旅中に行き倒れとなった病人、死亡人等で引取者のいない者に対して救護、火葬、官報公告等を行う。

また、死体の埋葬又は火葬を行う者がいないとき又は判明しないときは、墓地、埋葬等に関する法律に基づきこれを行う。

成年後見制度利用支援事業【P83】

判断能力が不十分な人の日常生活を法律的に支援する「成年後見制度」について、制度利用が必要であるにもかかわらず、申立てを行う者がいない場合や、申立てをする費用の負担及び後見人の報酬が補助を受けなければ制度の利用が困難な者を支援する。

（障がい者分）

重度心身障害者（児）介護手当支給事業

在宅重度心身障がい者（児）（身体障害者手帳1・2級及び療育手帳A判定）で一定の基準を満たしている者の介護者に対して、介護手当を支給する。

障害福祉サービス事業【P83】

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づいて、障害の種類（身体・知的・精神）にかかわらず、障がい者（児）が自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう、障がい者にあつた多様なサービスの提供と、利用に関する経費の一部扶助により、障がい者（児）の自立を支援する。

グループホームの入居を検討している障がい者に対し、本入居だけでなく体験入居も家賃補助の対象とすることで、経済的負担を軽減し、体験利用を促進する。

地域生活支援事業【P83】

障がい者及び障がい児の福祉の増進を図るとともに、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により事業を効果的・効率的に実施する。

重度障がい者（児）日常生活用具の対象品目を追加し、対象者を拡大することで、経済的負担を軽減し、日常生活を支援する。

障害者計画等策定事業【P85】

令和6年度に「第4期播磨町障害者計画・第7期播磨町障害福祉計画・第3期播磨町障害児福祉計画」を一体的に策定した。

播磨町福祉計画及び障害児福祉計画については令和8年度までの3年間の実施計画であるため、令和8年度に「第8期播磨町障害福祉計画・第4期播磨町障害児福祉計画」を策定し、「第4期播磨町障害者計画」基本理念である「障がいの有無によって分け隔てられることなく、誰ひとり取り残されない共生のまち」の実現を目指し、各施策を推進していく。

自殺予防事業【P85】

自殺予防を目的とし、自殺対策計画に基づき、啓発事業等の自殺対策を進める。

障害者虐待防止対策事業【P85】

障がい者虐待を防止するための普及・啓発や虐待発生時に迅速に対応するための緊急一時保護施設の確保及び再発防止のための家庭訪問を行う。

また、専門職を交えたケース会議等が実施できる体制を整備する。

総合相談運営事業【P85】

総合福祉センター（旧福祉会館）に、総合相談窓口と障害者基幹相談支援センターを設置し、様々な生きづらさを抱える世帯の支援や多機関との連携による総合的な相談支援を図る。

また、様々な専門相談の場（ひきこもり・生活困窮者、困難事例等の相談）を提供する。

権利擁護サポーター養成講座を実施し、受講後にボランティア活動として活動してもらう体制を整える。

障害福祉施設等補助事業【P85】

（１）グループホームの設置を促進するため、共同生活援助（グループホーム）を開設する事業所に対し、開設に必要な備品の購入費及び住居の借り上げ等に要する初期経費の一部を補助する。

（２）障がい児支援の体制整備の促進を図るため、重症心身障害児通所支援事業等を実施する施設の開設に係る経費の一部を補助する。

成年後見センター運営事業【P85】

認知症、知的障害、精神障害などにより判断能力が十分でない人が、成年後見制度を利用できるよう相談に応じ、適切な支援を行うため、「播磨町成年後見センター」運営事業を播磨町社会福祉協議会に委託して行う。

人権尊重まちづくり推進事業【P85】

人権が尊重され、心豊かでみんなが生きやすいまちづくりの実現に向け、播磨町人権尊重まちづくり検討委員会及び播磨町人権委員会を設置し、人権課題の調査研究及び町の人権計画等を審議することにより、人権に係る施策を総合的かつ効果的に推進する。

孤独・孤立対策推進事業【P87】

孤独・孤立対策は福祉のみならず、まちづくり・文化・スポーツ・防災・にぎわい等の他視点を包摂する取組であり、「孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」を基盤として予防の観点も含めた取組を実施することにより、地域福祉計画をはじめ各種計画を推進し、誰ひとり取り残されないまちをめざす。

（款）民生費 （項）社会福祉費 （目）老人福祉費

《総務課》

長寿社会福祉基金積立事業【P87】

長寿社会における福祉の向上を図るため設置された長寿社会福祉基金への積立てを行う。

長寿社会福祉基金条例第4条による運用益金（利子）の積立て。

《保険課》

高齢者在宅福祉事業【P87】

在宅高齢者が生活を安全に過ごすための支援を行うため、救急医療情報キットの配布・訪問理美容に係る出張費の助成等を行う。

いきがい対策事業【P87】

高齢者がいきがいをもって過ごすことができるよう地域において高齢者同士の交流を深める活動を行う自治会を支援するとともに、敬老事業を実施する。

高齢者総合福祉対策事業【P87】

播磨町社会福祉協議会に登録されたボランティア団体及び、社協が後援又は共催する団体について、町が認めた事業（①在宅福祉の普及向上、健康、いきがいづくりの推進事業②ボランティア活動の活発化のため、民間の団体が長寿社会に備えて行う事業）を実施する際に、長寿社会福祉基金から生ずる益金を活用して、補助金を交付する。

老人保護施設措置事業【P87】

身体上、精神上、環境上の理由及び経済的な理由により、自宅で生活することが困難な高齢者等を老人福祉施設への入所手続きを行い養護する。

介護保険事業特別会計繰出事業【P89】

介護保険法に基づく介護（介護予防）給付費等、地域支援事業に要する費用の町負担分並びに当該制度を運営するために必要な職員給与費及び事務費を介護保険事業特別会計へ繰り出す。

また、国・県・町の施策として実施される低所得者の第1号保険料の軽減強化に対して、その費用を一般会計を通じて介護保険事業特別会計へ繰り出す。

- (1)介護（介護予防）給付費等に要する費用の12.5/100
- (2)地域支援事業（総合事業）に要する費用の12.5/100
- (3)地域支援事業（総合事業以外）に要する費用の19.25/100
- (4)当該事業を運営するために必要な職員給与費及び事務費
- (5)低所得者への保険料軽減強化分

老人クラブ活動支援事業【P89】

地域の高齢者が自主的に集まり、各種社会活動を総合的に実施するために組織された老人クラブ（単位シニアクラブ及びシニアクラブ連合会）の活動を支援するため、その経費の一部を補助する。

後期高齢者医療費等負担事業【P89】

高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、後期高齢者医療費の町負担額（療養給付費の1/12の額）及び兵庫県後期高齢者医療広域連合への負担金（共通経費負担金）を交付する。

地域介護施設整備等補助事業【P89】

第9期介護保険事業計画にて整備予定である、地域密着型サービスの定期巡回・随時対応型訪問介護看護の施設整備にあたり、応募事業者に対する施設整備や開設前準備に係る費用の補助を行う。

県～町～事業者の間接補助。

後期高齢者医療事業特別会計繰出事業【P89】

後期高齢者医療保険料徴収に要する経費等事務費を後期高齢者医療事業特別会計に繰り出す。

高齢期移行助成事業【P89】

65歳から69歳までの一定の所得以下の方について、健康保険が適用される医療費の自己負担金の一部を助成することで、健康の保持及び生活の安定に寄与するとともに、その福祉の増進を図る。

定期巡回・随時対応サービス事業者参入促進事業【P89】

定期巡回・随時対応型サービス整備にあたり、事業者の参入障壁となっている人件費を、利用者を一定数確保するまでの間補助し安定的な運営の支援をするとともに、賃貸により事業所を開設する際の賃借料を補助することで健全な事業者の参入促進を図り、もって長期・安定的に事業所を確保する。

高齢者タクシー券交付事業【P89】

75歳以上の高齢者や40歳以上74歳以下の介護認定を受けている方に対して、タクシーを利用する際に使用できるタクシー利用券を交付する。

訪問看護師・訪問介護員安全確保離職防止対策事業【P89】

訪問看護師・訪問介護員が訪問サービスを提供する際に、利用者やその家族からの暴力行為等で2人以上の訪問体制が必要なケースで、利用者及び家族等の同意が得られず介護報酬2人訪問加算が算定されない場合に、加算相当額の一部を補助し、ハラスメントによる離職者を出さないよう訪問看護師・訪問介護員の安全確保及び離職防止に努める。

高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業【P89】

国民健康保険の保健事業と高齢者の保健事業及び介護保険の介護予防・日常生活支援総合事業をコーディネートし一体的に行うため、広域連合の委託を受け一体的な保健事業を実施する。

地域の健康課題や住民一人一人の問題に沿った事業を国保から後期高齢まで一貫して実施することで、将来的には高齢者の健康寿命の延伸や医療費の削減に効果が見込まれる。

当事業では、糖尿病や腎症など生活習慣病の重症化予防、骨折やフレイル予防を目的とした受療勧奨や健康相談、健康不明者への訪問などアウトリーチに特化した保健事業を実施する。

また、地域の通いの場への出前講座を行い、住民の健康意識の向上や、フレイル予防の周知啓発なども図る。

令和8年度からは、既存の保健事業に加えて、低栄養やオーラルフレイルに着目した保健事業も実施する。

長寿・健康増進事業【P91】

特別調整交付金交付対象に該当する「長寿・健康増進事業」として、高齢者の健康寿命の延伸や介護予防、医療費適正化を目的に、健康相談や健康教室、健診の未受診勧奨などを行う。

高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業が健康面におけるハイリスク者を対象とするのに対し、当事業は軽度から中等度のリスク者へのアプローチや健診の推進を主な目的としている。

高齢者補聴器購入費助成事業【P91】

高齢者の聴力低下に早期に対応することで、高齢者の社会参加を促進し、フレイルや認知機能の低下を緩やかにすることを目的に、難聴により日常生活に支障が生じている高齢者に対して補聴器購入費用の一部を助成する。

高齢者安全サポート車購入等補助事業【P91】

高齢者の運転する自動車による交通事故の防止及び事故等の被害の軽減を図り、高齢者が安心して自動車を運転し、外出できるよう、安全運転サポートカー（衝突被害軽減ブレーキやペダル踏み間違い急発進抑制装置の搭載車）への乗り換えや、ペダル踏み間違い時の事故抑制装置を有した装置を購入する際の費用の一部を補助する。

認知症高齢者等個人賠償責任保険事業【P91】

認知症の人が日常生活における偶発の事故により、第三者の身体又は財物に損害を与え、本人や家族が法律上の責任を負った場合に、損害賠償金を保険補填するため、個人賠償保険に町が加入し、保険料を負担する。

介護人材確保支援事業【P91】

町内の介護保険事業所又は町内の介護保険事業所に勤務する者を対象に、研修受講料の一部を補助することで、介護従事者のスキルアップを促進し、介護サービスの質の向上を図る。

(款) 民生費 (項) 社会福祉費 (目) 国民年金費

≪保険課≫

国民年金事業【P91】

年金事務所への支援、連携、協力をを行い、法定受託事務である国民年金の各種届出事務を円滑に推進することにより、住民サービスの向上と、生活安定に寄与する。

(款) 民生費 (項) 社会福祉費 (目) 総合福祉センター費

≪健康福祉課≫

総合福祉センター管理運営事業【P91】

地域福祉の総合的拠点として、子どもから大人までの全世代の相談支援と、地域福祉団体の活動の場及び連携の場としての総合福祉センターの管理運営を行う。

夏休みにはキッズフェスを実施し、子どもの居場所やこども食堂を周知する。

令和8年度については、来所者の駐輪場及び職員の駐輪場を整備する。

福祉避難所備蓄事業【P93】

総合福祉センターが福祉避難所となっており、避難室では対応できないような避難者を受け入れるための備品や消耗品などの備蓄を行う。

(款) 民生費 (項) 社会福祉費 (目) デイサービスセンター費

≪健康福祉課≫

デイサービスセンター管理運営事業【P93】

デイサービスセンターの管理及び重度身体障がい者の短期入所運営事業を指定管理者に委託する。

(款) 民生費 (項) 社会福祉費 (目) 健康いきいきセンター費

≪健康福祉課≫

健康いきいきセンター管理運営事業【P93】

住民が元気でいきがいをもって生活できるよう、指定管理者制度の導入により民間の創意工夫やノウハウを取り入れ、効果的な管理運営や住民サービスの向上を図る。

(款) 民生費 (項) 社会福祉費 (目) 福祉しあわせセンター費

≪健康福祉課≫

福祉しあわせセンター管理運営事業【P93】

住民の福祉の増進、各種団体の活動拠点として設置された福祉しあわせセンターの管理運営を指定管理者に委託する。

(款) 民生費 (項) 児童福祉費 (目) 児童福祉総務費

≪保険課≫

乳幼児等医療費助成事業【P95】

0歳から小学3年生の年度末までの乳幼児等の医療費を助成することにより、子どもを産み育てる環境の整備と乳幼児等の健康の向上を図る。

県制度の助成対象外の方や一部負担金について町制度により助成する。

こども医療費助成事業【P95】

心身・体力等で節目となる前青年期から思春期に至る小学4年生から高校3年生世代の年度末までの児童生徒等を対象に、医療費を助成することにより、次世代を担う子どもの健全育成と子育て世代が安心して子育てできるよう精神的・経済的負担の軽減を図る。

県制度の助成対象外の方や一部負担金について町制度により助成するほか、令和4年7月から町制度により助成対象を中学生から高校生まで拡大した。

《こども課》

学童保育事業【P95】

共働き家庭等の児童の放課後対策として、各小学校に学童保育所を設置し、管理運営については指定管理者に委託する。

学童保育所を設置することにより、共働き家庭等の児童の放課後や長期休業（春・夏・冬）の居場所作りができる。

保育所一般管理事業【P95】

保育施設の利用調整及び利用者負担額の決定・徴収等に関する事務、及び保育士キャリアアップ研修等を実施し、保育行政の適切な執行を図る。

また、ひょうご保育料軽減事業において所得制限により対象外となる世帯に対して、一部利用料軽減を実施し子育て世帯を支援するとともに、他市が実施している病児保育利用料金の市内・市外居住者の差額を助成することにより就労等の理由により病気の子どもを看ることができない保護者を支援する。

加えて、播磨町で保育や子育て支援事業に携わる人材の育成・確保を目的として、兵庫県主催「子育て支援員研修」の参加費用について、一部支援を行う。

児童福祉一般管理事業【P95】

児童福祉全般に係る出張旅費及び必要な一般事務経費を支出する。

また、子育て支援を推進するための会議の実施及び教材費・行事費等実費徴収等にかかる補足給付を行う。

その他、育児中の保護者がイベントに参加しやすいように臨時託児スペースの開設や乳児から3歳未満の未就園児を対象とした短時間の一時預かり事業の実施を引き続き委託により開設するとともに、令和8年度より0歳児がいる保護者へ一時預かり利用クーポンを配布することで育児負担の軽減を図る。

要保護児童対策事業【P97】

児童福祉に関する相談業務と併せて、児童の養育について支援が必要な者について、安定した養育ができるよう支援する家庭支援事業を実施する。

虐待を受けている児童の早期発見及び適切な支援等について、「要保護児童対策地域協議会」を構成する関係機関及び関係者の連携により、迅速かつ適切な対応を図る。

また、「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」などを通し、児童虐待予防のための啓発を行う。

こんにちは赤ちゃん事業【P97】

保健師、助産師が生後28日以降から4ヵ月までの乳児がいる家庭を訪問し、子育て支援に関する情報の提供や子育てに関する悩みや不安を聴くことにより、育児不安の軽減を図るとともに支援が必要な家庭に対し適切なサービスの提供につなげる。

こども課公用車管理事業【P97】

公用自動車の適切な維持管理を行う。

児童福祉施設整備事業【P97】

国庫補助金を活用し、整備種別によっては町の上乗せ分を加えて事業者に補助金を交付することにより、民間保育施設を整備する際の経済的な負担を軽減することをもって、待機児童の解消及び在園児の良好な保育環境整備を図る。

令和8年度は施設整備のための検討委員会の報償費を計上する。

こどもの権利推進事業【P97】

令和8年4月施行の「播磨町いきる・そだつ・まもる・こどもの権利条例」を推進するにあたり、子どもの権利についての講演会等を実施することで周知を図るとともに、子どもの権利についてその擁護を推進する体制を整備する。

また、子どもの意見を施策に反映させるため、「こども会議」を開催する。

みんなの居場所づくり事業【P97】

子どもを含めた多世代の居場所づくりのため、播磨町社会福祉協議会に居場所コーディネートを委託し、居場所の立ち上げ支援や継続支援のための情報提供及び居場所開設者同士のつながりづくりのためのイベント等を行う。

また、居場所を継続して開設する団体等に対し、運営費用を補助する。

学童保育施設整備事業【P97】

共働き家庭等の児童の放課後対策として、学童保育所を設置するとともに既存学童保育所の環境整備を行うことにより、児童の健全な育成を支援する。

令和8年度は、令和9年度当初開所に向けた蓮池小学校第四・第五学童保育所の整備を行う。

(款) 民生費 (項) 児童福祉費 (目) 児童措置費

≪こども課≫

保育対策等促進補助事業【P99】

保育対策を実施することにより、多様な保育ニーズに対応できるよう社会福祉法人が行う下記事業^(※)に対し、その費用の一部を助成することにより保育の充実を図るとともに、保育士の勤務条件を向上させ、保育所等が保育士を確保しやすい環境を整備する。

「令和8年度は、障害児保育事業の加算額を見直すとともに、待機児童・保留児童対策等のため、仲介事業者による人材紹介を通じて保育士を雇用したときに生じる紹介手数料を新たに支援する。

※ 延長保育事業・保育所地域活動事業・障害児保育事業・病児病後児保育事業・一時預かり事業・保育士確保事業・保育体制強化事業・保育士宿舍借り上げ支援事業・保育士等研修事業・健康診断費補助金・衛生管理対策事業・保育人材あっせん手数料補助事業

児童手当等支給事業【P99】

次世代の社会を担う子どもの健やかな育ちを社会全体で応援する観点から、児童手当を支給する。

(支給期間) 0歳～18歳到達後の最初の年度末まで

(手当月額) 3歳未満：月15,000円、3歳～18歳：月10,000円第3子以降の算定対象は22歳到達後の最初の年度末までとし、第3子以降は月30,000円を支給する。

(支給月) 偶数月(年6回)

子ども・子育て支援給付事業【P99】

子ども・子育て支援制度に基づき、教育・保育施設(認定こども園、幼稚園、保育所)に対して施設型給付(私立保育園については委託費)、小規模保育事業所等に地域型保育給付を支弁することで、教育・保育施設や地域型保育施設の適正な継続運営を図り、保育を必要とする小学校就学前の子どもの安定した入所を確保する。

また、教育・保育無償化に伴い施設等利用給付費を支給する。

令和8年度から乳児等支援給付制度(こども誰でも通園制度)が開始されることに伴い、乳児等支援給付費を教育・保育施設等に支給する。

(款) 民生費 (項) 児童福祉費 (目) 母子父子福祉費

《保険課》

母子家庭等医療費助成事業【P99】

母子家庭等の医療費の一部を助成し、母子家庭等の経済的負担を軽減することで保健の向上及び福祉の増進を図る。

《健康福祉課》

ひとり親世帯等大学等受験料助成事業【P99】

経済的な課題を抱えるひとり親家庭等の子どもの進学に向けたチャレンジを後押しするため、大学等を受験する際の受験料の一部を助成する。

(款) 民生費 (項) 児童福祉費 (目) 児童福祉施設費

《こども課》

北部子育て支援センター運営事業【P101】

播磨町の北部地域を中心に地域の子育て支援の拠点として、子育て家庭の育児不安等についての相談指導、子育てサークルの支援及び子育て情報の提供並びに在宅乳幼児の親子活動等を実施する。

また、仕事と家庭の両立支援及び核家族家庭の支援のため、ファミリーサポートセンターの事務局を支援センター内におき、提供会員、利用会員の利用調整を行う。

また、令和8年度からはファミリーサポート利用時の多子世帯への利用補助も開始する。

南部子育て支援センター運営事業【P101】

播磨町の南部地域を中心に地域の子育て支援の拠点として、子育て家庭の育児不安等についての相談指導、子育てサークルの支援及び子育て情報の提供並びに在宅乳幼児の親子活動等を実施する。

北部子育て支援センター改修事業【P101】

北部子育て支援センターは平成12年4月に竣工しており、照明設備については現在のところ蛍光灯がほとんどである。

そのため、今後の維持管理に支障が生じることが見込まれることから、適切な維持管理を目的に照明設備をLEDに更新する。

南部子育て支援センター改修事業【P101】

南部子育て支援センターは平成18年4月に竣工しており、照明設備については現在のところ蛍光灯がほとんどである。

そのため、今後の維持管理に支障が生じることが見込まれることから、適切な維持管理を目的に照明設備をLEDに更新する。

(款) 民生費 (項) 児童福祉費 (目) 児童発達支援センター費

《こども課》

播磨町児童発達支援センター運営事業【P103】

令和8年2月に開所した播磨町児童発達支援センターでは、発達に遅れのある又は障がいのある児童やその保護者に日常生活における基本的動作の指導、必要な知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行い、家族が安心して地域で子育てができるよう、一人一人の育ちの支援及び切れ目のない支援を行っている。

また、地域の中核的な支援機関の1つとして、教育施設、福祉保育施設、地域の医療機関、児童福祉事業所やその他関連機関との連携づくりや支援を行い、情報提供や発信や、助言等を含む地域支援を行うことを目的としている。

そのため、センターの実施内容等について、有識者による運営協議会を実施し、より住民のニーズに沿った運営に資する。

令和8年度は「障害児療育事業」を廃止し、本事業に統合することで、児童の発達の遅れについて保護者の気づきの段階から児童発達支援センターが継続的に支援を行っていく。

(款) 民生費 (項) 災害救助費 (目) 災害救助費

《健康福祉課》

災害見舞金等給付事業

令和8年度から「社会福祉一般管理事業」へ統合。

(款) 衛生費 (項) 保健衛生費 (目) 保健衛生総務費

《保険課》

後期高齢者健診事業【P103】

後期高齢者医療被保険者の健康の保持増進を目的に、後期高齢者健診や歯科口腔健診を実施する。

未熟児養育事業【P103】

身体の発育が未熟なままで生まれ、入院を必要とする乳児は、正常な新生児に比べて死亡率が極めて高率であり、心身の障がいを残すことも多いことから、生後速やかに適切な処置を必要とするため、医療を必要とする未熟児に対して医療費の一部を負担する。

《健康福祉課》

保健推進事業【P103】

健康増進法に基づく、健康づくりの推進及び健康診査・がん検診等を実施することにより、誰もが生涯を通じて健やかに暮らすことができるよう健康水準の向上を促進し、保健衛生の推進を図る。

地域保健医療情報システム事業【P105】

参画医療機関での医療データ及び公益財団法人加古川総合保健センターの健診データのシステム化や感染症情報の発信などを通じて、地域住民の健康増進に寄与する「地域保健医療情報システム」を維持管理し、運用する。

救急医療事業【P105】

日曜・祝日・年末年始・夜間（小児科は準夜間）における救急診療業務を行う。

休日及び夜間における診療業務を実施することにより、救急患者の医療不安の解消を図る。

小児慢性特定疾病児童在宅福祉事業【P105】

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による日常生活用具の支給対象とはならない小児慢性特定疾病児に対し、ネブライザー（吸入器）等の日常生活用具を給付することにより、在宅療養生活の向上を図る。

健康はりま21事業【P105】

住民が健やかで心豊かに生活できる活力ある社会を実現し、健康寿命の延伸・生活の質の向上を図ることを目的に、健康の増進を総合的・計画的に推進する。

「はりま健幸のまち宣言」のもと、住民が健康づくりに主体的に取り組めるよう、健康ポイントを充実するとともに、ウォーキングの推進や禁煙治療費の助成を行う。

メディカルフロア管理事業【P105】

播磨町駅北「セフレ播磨」公益施設（メディカルフロア）の維持管理を行う。

災害時医療対策事業【P107】

災害時の医療救護活動及び感染症対策が円滑に行われるよう、医薬品等の備蓄及び体制整備を行う。

《こども課》

市町母子保健事業【P107】

母子の健康保持及び増進を図るため、健康診査・保健指導・相談事業・その他必要な支援を実施する。

令和8年度からは、特定不妊治療費、一般不妊治療費及び不育症治療費における補助上限額の引上げ等の充実を図る。

子育て世代包括支援事業【P107】

妊娠期から子育て期にわたるまで、さまざまな悩み等に円滑に対応するため、保健師を配置し、母子健康手帳の交付ですべての妊婦を把握し、妊娠期から子育て期において切れ目のない支援を行う。

また妊娠期から産後までの母子に必要な検査の一部に対する費用の助成を行うとともに、保護者に対して子育てアプリにより様々な情報を提供し、悩まずに子育てができるよう支援する。

令和8年度からは、産婦健診費用の助成を新たに行うことで、子育て世帯の経済的負担の軽減を図る。

妊産婦応援タクシー事業【P107】

妊産婦への外出支援として、妊娠期から出産後の乳児健診時頃まで使えるタクシーチケット700円×16回分を交付する。

健診の受診率向上を図るとともに外出支援体制を整え、妊娠期から産後まで切れ目なく安心して子育てができるよう支援する。

はりま産後サポート事業【P109】

地域における切れ目ない妊娠・出産支援の強化として「子ども・子育て支援事業」の1事業に産後ケア事業が位置づけられており、出生後1年以内の乳児やその養育者に対して、助産師などの専門スタッフによる産科医療機関や助産所等での宿泊やデイサービス、助産師による訪問支援を実施することで、心身のケアや育児のサポートを行い、産後も安心して子育てができる支援体制を整える。

令和8年度からは、産後ケアを利用している間のきょうだい児の預かりに対する費用の補助を新たに行う。また、第2子以降の乳児の養育者に対して、利用回数の上限をそれぞれ10回へ増加する。

すすく子育て事業については、育児期の親子の孤立予防のための外出のきっかけづくりとして、生後2か月から10か月の子どもとその保護者を対象とし、子育て支援センターで保育士、主任児童委員による個別面談・育児用品贈呈を行う。

妊婦のための支援給付交付金事業【P109】

全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てできるよう、妊娠期から出産・子育てまで支援につなぐとともに、妊婦のための支援給付を実施することにより、妊婦等の身体的、精神的ケア及び経済的支援を一体的に実施する。

産後ケア施設事業者参入促進事業【P109】

播磨町内で産後ケア施設を新設又は既存施設を改修する費用の一部を補助する。

《教育総務課》

食育推進事業【P109】

住民に対し、健全な食生活の推進を広め、食を通じた豊かな人間形成を養い、食の安全・安心の確保が行えるよう、食育について学ぶ機会を提供し、食育活動の推進を図る。

〔款〕衛生費 〔項〕保健衛生費 〔目〕予防費

《産業環境課》

動物管理事業【P109】

狂犬病の発生予防を目的に、犬の飼い主に対し、登録及び狂犬病予防注射の重要性について啓発及び実施を促すとともに、動物の適正飼育と動物愛護の普及・啓発を行い、公衆衛生の向上を図る。

《健康福祉課》

予防接種事業【P109】

伝染の恐れがある疾病の発生及びまん延を予防し、公衆衛生の向上及び増進に寄与するとともに、子を看護するための社会的・経済的支援を目的として、各種予防接種を行う。

(款) 衛生費 (項) 保健衛生費 (目) 環境衛生費

≪産業環境課≫

環境衛生事業【P111】

生活環境の向上を図るため、自治会が行う地域の環境美化運動に対して、春の大掃除への助成、移動式監視カメラの設置及びごみ集積場所整備補助等により支援する。

また、新島公共岸壁及び公共埠頭の清掃等を行い、生活環境の悪化防止と公衆衛生の向上を図る。

資源回収奨励事業【P111】

各種団体及びPTAが実施する資源ごみ集団回収運動に対し、奨励金を交付することにより、この運動をより一層促進し、ごみの減量と資源の有効利用を図る。

(款) 衛生費 (項) 保健衛生費 (目) 火葬場費

≪住民課≫

斎場運営事業【P111】

稲美斎場「ひじり苑」の適正な維持管理を行うための費用を負担する。

また、住民の利便を図るため、死亡者を出棺場所より稲美斎場「ひじり苑」まで搬送する費用を負担する。

(款) 衛生費 (項) 清掃費 (目) 清掃総務費

≪総務課≫

一般廃棄物処理施設整備基金積立事業【P111】

一般廃棄物処理施設の整備資金を確保するため設置された一般廃棄物処理施設整備基金への積立てを行う。

一般廃棄物処理施設整備基金条例第4条による運用益金(利子)の積立てを行う。

(款) 衛生費 (項) 清掃費 (目) 塵芥処理費

≪産業環境課≫

塵芥収集業務運営事業【P111】

家庭から排出される一般廃棄物の収集運搬を行うとともにごみの減量化を推進する。

塵芥収集車管理事業【P113】

塵芥収集車の適正な維持管理を行う。

大阪湾広域廃棄物埋立処分場建設事業【P113】

エコクリーンピアはりまから排出されるごみ焼却灰及び、建設廃材の埋立て処分地を確保するため、近畿二府四県の自治体により実施している広域事業に参加する。

粗大ごみ処理事業【P113】

町内から排出された粗大ごみ、不燃ごみ、ペットボトル、剪定枝・草類等を加古郡衛生事務組合で受け入れ、エコクリーンピアはりまへの運搬及び再資源化に伴う業務を行うための費用を負担する。

令和10年度からの製品プラスチック分別収集に向けて、令和8年度に製品プラスチックと容器包装プラスチックの一括収集実証試験を実施する。

広域ごみ処理事業【P113】

東播臨海広域行政協議会に参加する2市2町でごみ処理の広域化に取り組み、可燃ごみ及び不燃・粗大ごみ処理施設の運営を高砂市に委託する。

可燃ごみ中継センター維持管理事業【P113】

廃棄物中継施設の適切な運営及び維持管理を行う。

(款) 衛生費 (項) 清掃費 (目) し尿処理費

《産業環境課》

し尿収集事業【P113】

一般家庭及び事業所等から生じるし尿の収集運搬を行う。

し尿処理場管理運営事業【P113】

加古郡衛生事務組合のし尿処理施設の管理運営及び施設改修に係る経費を負担する。

(款) 労働費 (項) 労働諸費 (目) 労働諸費

《産業環境課》

労働行政運営事業【P115】

合同企業就職説明会の開催や、事業者の奨学金返済支援制度の導入を促すことにより、町内事業者の人材確保を支援する。

また、労働者福祉協議会への補助を行い、労働者の福祉向上を図る。

シルバー人材センター助成事業【P115】

加古郡広域シルバー人材センターの運営経費に対する助成を行う。

センターによる高齢者の臨時的かつ短期的な就業機会の確保を図り、高齢者の福祉の増進と能力を活かした活力ある地域づくりに寄与する。

ゆうあいプラザ運営事業【P115】

高齢者・障がい者の複合福祉施設である「ゆうあいプラザ」を指定管理者により、適正に管理運営する。

(款) 農林水産業費 (項) 農業費 (目) 農業委員会費

≪産業環境課≫

農業委員会運営事業【P115】

農業委員会等に関する法律及び農地法に基づき、農業委員会の運営及び活動に関する事務を行う。

(款) 農林水産業費 (項) 農業費 (目) 農業振興費

≪産業環境課≫

農業振興事業【P117】

有害鳥獣の捕獲や、優良農地の保全管理を支援することにより、農業の振興を図る。

(款) 農林水産業費 (項) 農業費 (目) 農地費

≪産業環境課≫

土地改良行政一般事業【P117】

ため池関連事業の企画調整、振興及び指導に関する事務を行う。

大池改修事業【P117】

大池堤体改修工事（第2期）の完了に伴い、工事区間の隣接家屋を対象として、工事の影響による家屋等の損傷の有無を証明する事後調査を実施する。

≪都市計画課≫

地籍調査事業【P117】

平成22年度、新島地区から地権者と現地立会いなどを実施し、1筆ごとの土地について、その所有者、地番、地目、境界及び地積を確定させ、地籍図を不動産登記法第14条地図として登記所（法務局）に備え付けるまでの業務を実施している。

(款) 農林水産業費 (項) 水産業費 (目) 水産業振興費

≪産業環境課≫

水産業振興事業【P119】

漁業協同組合が実施する正組合員確保の取組や漁業施設等の整備を支援することにより、漁業者の経営安定を図る。

(款) 農林水産業費 (項) 水産業費 (目) 漁港管理費

≪土木課≫

漁港管理事業【P119】

漁港施設の適正な維持管理を実施し良好な環境を維持するとともに、関係団体との協調に努める。

(款) 商工費 (項) 商工費 (目) 商工総務費

≪産業環境課≫

特定商品販売の計量立入検査事業【P119】

商品流通が活発になる中元・年末年始時期を中心に、製造・卸売業者・小売店舗等の事業所に立ち入って商品量目の検査並びに指導を行い、適正計量の推進を図る。

(款) 商工費 (項) 商工費 (目) 商工振興費

≪産業環境課≫

商工業振興事業【P119】

商工会が行う事務、事業等の必要経費に対する助成を行い、商工業の振興及び発展を図る。

また、空き店舗等活用支援事業補助金の交付を通じて町内への新規出店を促進する。

さらに、商工会や金融機関と連携を図り、経営指導や公的融資の供給を伴走支援し、小規模事業者の経営発達を支援する。

公益社団法人ひょうご観光本部、東播磨産業・ツーリズム振興協議会、兵庫県物産協会に参画し、商工業の発展に資する。

住宅リフォーム助成事業【P121】

町内商工業者への経営支援と住宅リフォームによる快適な住環境の推進を図るため、町内業者の施工による住宅リフォームを行う者に対して助成を行う。

また、本町への移住・定住を促すため、転入者に対する住宅リフォーム助成を行う。

地元食材給食事業【P121】

町内の商工、農水産業の振興を図るとともに、子どもの地産地消の意識を醸成させるため、町内及び県内で生産された食材や加工品を、学校園給食の食材として提供する。

ふるさと納税推進事業【P121】

町内の地場産品を、ふるさと納税ポータルサイトを通じて全国の寄附者へPRすることにより、事業者の販路拡大を支援し、町内産業の活性化を図る。

(款) 土木費 (項) 土木管理費 (目) 土木総務費

≪総務課≫

道路用地先行取得基金繰出事業【P121】

道路新設事業に係る道路用地の先行買収に対応するために基金を設立し、道路事業の進捗を図る。

《都市計画課》

官民境界協定事務事業【P121】

官民境界申請における事前協議、調査、立会及び協定の締結を行うとともに、協定図等のデータ更新作業やシステムの保守を実施する。

公共用地等取得事業【P121】

公共事業の用地取得を図るとともに町が管理する認定道路内の個人名義の公共用地等の整理、寄附等に伴って取得した道路敷の登記事務等を行う。

また、用地買収等に関する研修及び調査並びに報告をはじめ、用地買収関係に必要な事務を行うとともに関係諸団体との協調を図る。

《土木課》

土木一般管理事業【P123】

土木事業の円滑な推進を図る。

関係する調査及び報告をはじめ、管理に必要な事務を行う。

また、補助事業の推進、予算枠の確保のため、関係諸団体との協調を図る。

土木課公用車管理事業【P123】

公用自動車の適切な維持管理を行う。

港湾管理事業【P123】

港湾施設の整備促進及び港湾の環境保全の推進を図る。

町及び新島企業の連携により新島において「リフレッシュ瀬戸内」を実施する。

また、各種団体への参加により情報収集や港湾整備の要望を行う。

(款) 土木費 (項) 土木管理費 (目) 排水溝費

《土木課》

排水施設維持管理事業【P123】

排水施設である道路側溝などの修繕を行い、良好な状態を保持する。

また、側溝清掃を行い、環境美化を図るとともに、その保全に努める。

(款) 土木費 (項) 道路橋りょう費 (目) 道路維持費

《都市計画課》

狭あい道路整備事業(都市計画課)【P125】

建築基準法では、幅4m未満の道路に接して建築行為を行う場合、道路中心等からの後退(セットバック)を義務付けられているが、所有者等の自己管理に任されており、道路拡幅が進んでいない。

この状況を改善するため、後退道路用地を寄付・無償使用契約後、当該部分の舗装等を行い、町道の道路区域とすることで、狭あい道路の整備を推進する。

≪土木課≫

道路維持管理事業【P125】

道路利用者の安全を守るために点検や補修を行い、道路を良好な状態に保持する。
また、路面清掃や街路樹の管理を行い、環境美化を図るとともに、その保全に努める。

(款) 土木費 (項) 道路橋りょう費 (目) 道路新設改良費

≪土木課≫

道路新設改良事業【P125】

町道未整備区間を整備し道路ネットワークの形成を図る。

(款) 土木費 (項) 道路橋りょう費 (目) 橋りょう維持費

≪土木課≫

橋りょう補修事業【P125】

道路橋梁長寿命化修繕計画に基づき、計画的に橋梁の点検及び修繕を行う。

(款) 土木費 (項) 河川費 (目) 河川総務費

≪土木課≫

河川一般管理事業【P125】

河川事業の整備促進を図るとともに、ゲート等の点検・整備を実施し災害に備える。
河川の清掃及び草刈りを実施し、良好な環境維持を図る。

(款) 土木費 (項) 都市計画費 (目) 都市計画総務費

≪総務課≫

公共公益施設整備基金積立事業【P127】

公共公益施設の整備資金を確保するため設置された公共公益施設整備基金への積立てを行う。

公共公益施設整備基金条例第4条による運用益金(利子)の積立て。

都市計画事業基金積立事業【P127】

都市計画事業の財源を確保するため設置された都市計画事業基金への積立てを行う。
都市計画事業基金条例第4条による運用益金(利子)の積立て。

≪都市計画課≫

都市計画行政運営事業【P127】

本町の健全な発展と秩序ある整備を図るため、円滑な都市計画事務を執行することを目的とする。

- (1) 都市計画の決定、変更に関する事務
- (2) 都市計画法に基づく開発指導、建築の規制の調査等に関する事務

- (3)建築基準法に基づく建築確認申請の事前調査及び意見に関する事務
- (4)まちづくりの手法等に関する調査研究
- (5)都市計画法第6条に基づく都市計画に関する基礎調査（県からの委託業務）
- (6)関係諸団体との連携

公拡法届出事務事業【P127】

都市の健全な発展と秩序ある整備を推進するため、土地の先買い制度として、都市計画施設に係る土地を譲渡しようとする場合の届出及び都市計画区域内の200㎡以上の土地所有者が、地方公共団体に対して売り渡しを希望する場合の申出についての事務を行う。

土地取引関連事務事業【P127】

土地取引の届出及び勧告、遊休土地の利用促進に関する調査を行う。

都市計画課公用車管理事業【P127】

公用自動車の適切な維持管理を行う。

屋外広告物許可申請事業【P129】

屋外広告物が地域の環境や景観に大きな影響を及ぼしている現状に鑑み、屋外広告物のもつ機能や役割に配慮しつつ、快適な生活空間の創造に資するため、屋外広告物の規制の周知、徹底を図る。

都市計画変更業務委託事業【P129】

適正な土地利用や良好な市街地環境の形成等を確保するため、長期計画に整合したまちづくりを進める調査・検討及び住民との協働による住みよいまちづくりを促進する。

町内の市街化調整区域においては、市街化区域編入を目指し、町西側調整区域では、引き続き意見交換会、地権者全体に向けた説明会を行い、将来に向けたまちづくりの機運を高めていく。

町東側市街化調整区域では、当区域内の活力維持・向上を図るための土地利用を行うため、引き続き検討を行う。

古宮地区・本荘地区の沿岸部においては、古宮地区において先行的にまちづくりの検討が進められていることから、引き続き地域と協働し、取組みを支援する。

また、県下で令和10年度に予定されている用途地域の定期見直しのための調査・検討業務を実施する。

住宅耐震推進事業【P129】

地震災害に備え、民間住宅の耐震化を推進するため、簡易耐震診断の実施、耐震改修工事等への補助、住宅無料相談を実施する。

また、令和8年度は、計画期間の満了に伴う播磨町耐震改修促進計画の改定を行う。

空家等対策事業【P129】

地域住民周辺の生活環境に悪影響を及ぼしている空家等の適正管理、有効活用についての推進及び改修等の支援を行う。

また、令和8年度は、計画期間の満了に伴う播磨町空家等対策計画の改定を行う。

地方バス等公共交通維持対策事業【P129】

民営の路線バス事業者に補助金を交付することにより、住民にとって必要不可欠な生活バス路線の維持確保を図り、住民福祉の向上を図る。

また、令和6年10月に運行を開始した「かこバスミニ」の路線に対して運行補助金を交付し、生活路線の確保を図る。

また、交通事業者と調整を行いながら、引き続き新たな交通システムの導入に向けた検討を行う。

さらに、県内新ICカードシステムの検討を行う関係交通事業者及び県内関係市町から構成される協議会に参画し、利便性の高い公共交通サービスの検討を進める。

土山駅北地区まちづくり事業【P129】

令和5年度から再スタートしたJR土山駅北地区におけるまちづくりの検討を引き続き行おうとするものである。

具体的には、令和6年度の成果である「整備誘導計画案（まちづくり基本構想）」と「整備プログラム」を基礎として調査・検討された、令和7年度の成果である「まちづくり基本計画」の内容をもとに、更に詳細な計画・設計を行う「基本設計」作成やそれに係る各種調査等を予定している。

○実施予定の項目

- ・基本設計（道路設計、整地設計、排水及び用水計画、公園緑地設計、施設及び供給施設設計、総工事費概算）
- ・各種調査（地区界測量）
- ・地元調整（地権者勉強会支援）
- ・駅前広場設計
- ・市街地再開発事業に係る基本計画作成業務
- ・都市計画決定図書作成
- ・概算フレーム積算

≪ 営繕課 ≫

営繕一般管理事業【P131】

公共施設整備全般の管理事務を行う。

(款) 土木費 (項) 都市計画費 (目) 公共下水道費

≪ 上下水道課 ≫

下水道事業会計支出事業【P131】

下水道事業会計における雨水処理の財源及び汚水処理等に不足する財源を繰り出す。

(款) 土木費 (項) 都市計画費 (目) 公園費

《土木課》

都市公園維持管理事業【P131】

安全かつ快適で、利用しやすい公園にするため、施設や樹木等の適正な管理運営を行う。

自治会公園管理事業【P131】

自治会が管理する公園又は広場において、その施設の維持に要する費用及び児童遊園又はこれに付属する設備を設置、改良又は修理に要した費用の一部を補助する。

都市公園新設改修事業【P131】

公園利用者の安全を守るために、計画的に老朽化した施設の更新・改修を行う。

(款) 土木費 (項) 都市計画費 (目) 緑化推進費

《土木課》

緑化推進事業【P131】

潤いあるまちづくり実現のため、身近な公共用地を提供して花と緑で飾るまちづくりを推進する。

また、記念樹を配布し、緑化の推進及び緑化意識の向上を図る。

緑化基金積立事業(土木課)【P133】

緑化の推進及び緑の保全を図るために設置された緑化基金への積立てを行う。

また緑化基金条例第4条による運用益金(利子)の積立ても行う。

(款) 土木費 (項) 住宅費 (目) 住宅管理費

《健康福祉課》

町営住宅施設維持管理事業【P133】

家賃の決定及び変更、入居者の募集、選考及び決定、家賃及び敷金の徴収、徴収猶予及び減免の承認、住宅の修繕、収入超過者に対する措置等を行う。

町営住宅建設及び補修基金積立事業【P133】

町営住宅の建設及び補修の資金を確保するため設置された住宅建設及び補修基金への積立てを行う。

住宅建設及び補修基金条例第4条による運用基金(利子)の積立て。

(款) 消防費 (項) 消防費 (目) 常備消防費

《危機管理課》

常備消防事務委託事業【P133】

加古川市に消防事務を委託し、火災の予防及び消火活動の充実並びに救急活動の強化を図り、住民生活の安全を確保する。

産業保安事務委託事業【P133】

加古川市に産業保安事務を委託し、火災予防の観点から一貫した指導と消防法により届出義務が課せられている事務処理を行う。

消防署播磨分署維持管理事業【P133】

播磨分署の適正な維持管理を行う。

(款) 消防費 (項) 消防費 (目) 非常備消防費

《危機管理課》

消防団活動事業【P133】

消防団員の身分補償及び訓練、礼式、操法大会及び講習会等を実施し、消防団員の知識、技術の向上を図る。

消防施設維持管理事業【P135】

消防活動に必要な施設の維持管理事業として、消火栓維持管理及び消防設備の点検・整備を行うことにより、住民生活の安全を確保する。

高齢者等の住宅用火災警報器の設置費用を助成することで、住宅火災による死亡や負傷を防止する。

また、自治会が設置するAED（自動体外式除細動器）の購入経費を補助することにより、AEDの普及促進を図るとともに、24時間利用できるコンビニエンスストアにAEDを設置することにより、安心して暮らせるまちづくりを推進する。

消防車管理事業【P135】

消防団本部及び各分団に配備している消防自動車を適正に維持管理することにより、円滑な消防活動の実施を図る。

消防車整備事業【P135】

火災をはじめとする災害への備えとして、消防力の強化・充実を図るため、18年を経過した消防自動車の更新を行う。

消火栓ホース格納箱新設取替事業【P135】

老朽化した消火栓ホース格納箱やホース等の取替え、また必要な場所に新設することにより、消防力を強化し、初期消火活動に備える。

消火栓新設・更新事業【P135】

消火栓の新設、また既設の消火栓の更新を実施することにより、消防水利の拡充と維持を行い消防力の強化充実を図る。

(款) 消防費 (項) 消防費 (目) 水防費

《危機管理課》

水防活動事業【P135】

播磨町水防計画に基づく水防活動を行い、水害による被害の軽減を図る。

(款) 消防費 (項) 消防費 (目) 災害対策費

《危機管理課》

災害対策活動事業【P137】

播磨町地域防災計画等に基づく災害防御、救出活動を行い、被害の軽減と鎮圧を図り、住民生活の安全を確保する。

平常時は地域防災計画等に基づく各種予防事業を実施し、防災行政無線等防災施設の維持管理や播磨町備蓄計画に基づく物資の備蓄を行う。

自主防災組織育成事業【P137】

大規模災害時において、被害を最小限度に食い止めるためには、発災直後の初期消火活動や救助活動が不可欠であることから、自主防災組織が効果的かつ実践的な地域ぐるみの防災活動や防災訓練を展開できるよう、組織間の連携・強化を進めるための支援を行う。

また、自主防災組織等の地域防災力の向上を目的として、防災士資格を取得し、将来にわたって地域防災活動に貢献する意思を有する者に対して助成を行う。

加えて、令和8年度より個別避難計画策定の促進を目的に、個別避難計画を作成した自主防災組織に対して助成を実施する。

防災計画推進事業【P137】

播磨町地域防災計画について、防災関係機関に意見を聴くとともに、防災会議を開催し、実態にあった計画の修正を行い、防災体制の強化と充実を図る。

(款) 教育費 (項) 教育総務費 (目) 教育委員会費

《教育総務課》

教育委員会委員活動事業【P137】

教育行政の円滑な運営のため、教育委員会の事務事業について合議し、執行する。

(款) 教育費 (項) 教育総務費 (目) 事務局費

《教育総務課》

事務局一般管理事業【P139】

地方教育行政の組織及び運営に関する法律、その他関係法規に基づき、教育委員会の権限に属する事務事業を円滑に行う。

また、教育行政の基本資料とするために、こども園、幼稚園、小学校及び中学校に関する基本的な事項の調査を行う。

事務局公用車管理事業【P139】

公用自動車の適切な維持管理を行う。

(款) 教育費 (項) 教育総務費 (目) 教育指導費

≪地域学校教育課≫

教育研究指導事業【P139】

教職員は、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた学校運営及び授業実践を行う。

そこで、授業改善、道徳教育の充実、小・中学校における外国語教育、ICTの活用、特別な支援を必要とする児童生徒等への対応などの課題に対して、主体的に資質・能力の向上等の研修に取り組む。

特に、学校教育の根幹となる命や人権を大切にする教育等、道徳教育の充実に向けた研修を行うことで、児童生徒が夢と志を持ち、自立（自律）して社会で生き抜く力を育成する。

令和8年度には、以下について重点研修及び実践を推進する。

- ・幼児期から小中学生児童生徒の学びを一貫した外国語教育の在り方についての調査研究・運動器を中心とした児童生徒の体力向上についての調査研究
- ・幼稚園こども園教職員指導力向上のため、園内研修の充実を図る（令和7・8年度播磨西こども園で東北播磨幼稚園研究発表会を予定）
- ・令和7・8年度に播磨南中学校、播磨南小学校で「主体的・対話的で深い学び」に向けた授業改善研究を実施（令和8年度には研究発表会を予定）

児童生徒就学事務事業【P141】

児童生徒の就学に関する事務を行う。

教育支援委員会を年度内2～3回開催し、適正な就学事務手続きを行う。

令和7年度には、約170名の児童生徒に係る教育支援委員会を開催した。

法に則り、適正に就学させている。

青少年健全育成事業【P141】

青少年の健全育成のため、少年補導委員の委嘱とその活動、並びに播磨町内の2中学校の青少年育成推進委員会への補助を行う。

社会の急激な変化に伴い、子どもを取り巻く環境は複雑化・多様化している。

また、家庭や地域社会の教育力も低下し、子どもたちを守り育てる土壌が必要とされている。

そのような中、実質的な活動団体の青少年育成推進委員会は、「播磨町の子どもは播磨町で育てる」という気運の醸成にも、大きく貢献している団体である。

令和7年度から、小学1年生を対象に希望者にはBLEタグ（見守りタグ）を補助執行している。

安心安全な通学支援の一役を担うものとなる。

新1年生においては、月額料金を町が負担し、その後2年生からは家庭（保護者）の判断で継続を決定している。

子ども美術展事業【P141】

幼稚園児・小学校児童・中学校生徒の造形感覚、創造性を育成するため、絵画等の展示を行う。

幼稚園及びこども園から中学校まで一貫した作品を展示することで、子どもの造形活動に対する関心を高めることができている。

また、来場者数やアンケートから、住民の造形教育への大きな期待も伺える。

平成25年度から東はりま特別支援学校、令和7年度から播磨南高校の参加が実現し、より一層充実した内容になっている。

学力向上推進事業【P141】

小・中学生の学力向上は喫緊の課題である。

そのために、学力向上推進委員会において、各種取り組みを推進する。

児童生徒の学力に関する評価指標をもち、それをもとに一人一人の学力向上を目指す。

その学力向上には、児童・生徒の教科学力と生活・学習習慣との相関から課題を明らかにするため、学力調査を実施し、一人一人の経年変化を見ることで、学びの伸びや課題を把握することができる。

さらに、学力調査分析をもとに教員の授業改善及び指導力向上を図る一助となる。

外部検定を積極的に活用することにより、家庭の教育力向上を図る。

その方策として、日本語（漢字）、英語及び数学（算数）の能力の向上や家庭における学習習慣の定着、個々の最適な学びを推進することを目的に、公益財団法人が主催する受検を啓発し、その受検費用の一部を助成する。

子ども支援事業【P141】

令和6年度より「こども支援センター」を設置している。

こども支援センターが中心となり、子どもの問題行動や、不登校、発達（子育て）関係など、様々な支援が必要な児童生徒に対してきめ細やかな指導や一人一人に寄り添った支援を行っていく。

また、児童生徒の心理的なサポートにおいてはSCと、外国にルーツを持つ児童生徒への支援には多文化共生サポーター等が各関係機関と連携しながら個に応じた対応を行っていく。

読書活動推進事業【P141】

播磨町教育振興基本計画に基づき、読書習慣を定着させ、「豊かな感性の涵養」に努めるとともに、学力の基本要素である「読む力」及び「自ら解決していく力」の育成を図る。

蔵書のデータベース化を活かし、それに伴う計画的な蔵書増、子どもの読書熱を高め、読書習慣を身につけさせるために有効である。

各教科の調べ学習等で資料を活用し、効果的な学習活動を推進する。

また、町立図書館との連携により、スムーズな図書室運営に努める。

令和7年度からは、図書館を使った調べる学習コンクールを個別最適な学習の一方策として考え、町内小中学生の積極的な応募を促す仕組みづくりを構築し、応募総数の増加を図っている。

令和8年度より、電子図書館のIDをタブレット端末貸与に合わせて小・中学校全児童生徒分を一斉発行することで、読書のきっかけとなる電子図書の活用を推進する。

障害児童生徒通学支援事業【P141】

肢体不自由特別支援学校への就学が適切とされた児童生徒で、医療的ケアが常に必要な児童生徒については、保護者が医療的ケアに専念し、安全に通学できるよう介護タクシー等の利用を支援することで、保護者、児童生徒が安全に通学できる環境を構築する。

サポートチーム播磨推進事業【P141】

各小中学校に、学校生活サポーター（SS）や有償ボランティア等を配置（派遣）し、子どもたち一人一人の個性や能力の伸長を図るとともに、自立して生涯をたくましく生き抜く力の育成を目指し、児童生徒の学校生活全般の支援に努める。

また、専門教育サポーター（ICT教育支援員・学校司書・個別学習指導員）を配置し、新学習指導要領で提唱されている新たな教育への対応と充実を図る。

令和6年度より上記に加え、授業補助や休み時間をサポートする学生ボランティア（有償）を導入し、基礎・基本の定着を図れるよう、きめ細やかな支援体制を構築する。

学生ボランティア（有償）は、地域人材発掘もかねており、今後の播磨町を担う人材確保にも努める。

「チーム播磨町」として、子どもたち一人一人にきめ細かく丁寧に対応することで、子どもたちの充実した学校生活を保障するとともに、健やかな成長に寄与できる。

学校情報化推進事業【P143】

小中学校におけるICT環境等の維持・管理並びに整備・充実を図り、教育の情報化を推進する。

ICT機器を効果的に活用することにより、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を図り、児童・生徒の「主体的・対話的で深い学び」が実現できるとともに、子どもたちの情報活用能力の育成に資する。

児童生徒一人一台タブレット端末を令和3年度より整備。

・令和8年度より、一人一台端末タブレットを更新し運用する。

- ・平成30年度にドローンを導入し、小学4年生を中心にプログラミング学習を展開。主体的対話的な授業展開ができる効果がある。

機器破損や経年劣化を考慮し、令和8年度より機器を含めた業務委託によりプログラミング学習を継続する。

- ・令和8年度は、新センターサーバーを更新し運用する。

播磨町学校運営協議会設置事業【P143】

学校運営に地域の声を積極的に生かし、学校と地域と一緒に協働しながら特色ある学校づくりを推進するために、各小中学校に学校運営協議会制度を導入する。

社会総がかりで教育を実現する上で、これからの学校は「開かれた学校」から更に一歩踏み出し、地域でどのような子供たちを育てるのか、何を実現していくのかという目標やビジョンを地域住民等と共有し、地域と一体となって子供たちをはぐくむ「地域とともにある学校」へ転換していく。

令和5年度には全小中学校において学校運営協議会を設置し、令和6年度には、学校と地域の橋渡しをするコミスクコーディネーターを配置した。

今後は、学校と地域が連携・協働した活動を展開し、教員の働き方改革及び学校を核とした地域の活性化をめざす。

いじめ防止対策推進事業【P143】

播磨町いじめ防止対策推進条例に基づき、いじめ問題等の防止対策を総合的かつ効果的に推進する。

いじめ防止等のための対策は、児童生徒の生命及び心身を保護し、児童生徒をいじめから確実に守るとともに、児童生徒のいじめに関する理解を深め、いじめの解決に向けて主体的に行動できるようにする。

不登校対策事業【P143】

こども支援センターが中心となり、長期欠席者の社会的自立を目指して、それぞれが持つ個性と能力の伸長を図りながら自己肯定感を醸成する。

また、様々な支援が必要な児童生徒に学校復帰及び社会的自立を見据えながら、教育支援センター（ふれあいルーム）やコミセンサテライトと情報共有を行い、きめ細やかな指導や一人一人に寄り添った多様な学びの実現に寄与する。

播磨町特色ある学校づくり推進事業【P143】

各小・中学校長がリーダーシップを図り、教職員と地域とが一体となった特色ある学校づくりを推進する。

教員一人一人が課題認識を共有し、日々の教育に携わる学校づくりを推進することで、子どもたちの学力はもちろん、信頼される学校づくりの構築に寄与できる。

フリースクール支援事業【P143】

不登校児童生徒の多様な居場所を確保し、社会的自立に向けた支援を推し進めることを目的とし、フリースクール等の民間施設を利用する児童生徒の保護者への経済的負担を軽減する。

教育振興基本計画策定事業【P143】

播磨町教育委員会では、今後の教育振興を計画的に進め、学校教育・生涯学習（社会教育）の充実を図るため、平成23年に「播磨町教育振興基本計画」を策定した。

この計画は、教育基本法第17条第2項に規定される「地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画」として播磨町総合計画「まちがいいききらめくはりま～未来につなげるみんなのまちづくり～」の個別計画に位置付けられる計画です。

この計画は国の第4期教育振興基本計画や兵庫県教育基本計画第4期「ひょうご教育創造プラン」等を参酌し、播磨町の実情に合わせて見直しを行っているもので、令和8年度中に播磨町教育振興基本計画策定委員会を設置し、計画の策定及び改訂に関し、教育委員会からの諮問に応じ審議し、及び答申を行う。

また、成果物として第8期播磨町教育振興基本計画を作成する。

(款) 教育費 (項) 小学校費 (目) 学校管理費

≪教育総務課≫

小学校運営事業【P145】

小学校の児童の健全な育成に主眼をおき、教育内容の充実及び小学校の円滑な運営を行う。

令和8年度から「小学校備品整備事業」を統合。

小学校保健衛生事業【P147】

学校保健安全法第13条及び第15条に基づく健康診断を実施、また、学校保健安全法第23条に基づく学校医等を配置することで、児童及び教職員の健康の保持及び増進を図る。

小学校施設維持管理事業【P147】

円滑な学校運営を推進するため、学校施設及び設備の適切な維持管理と学校内の保安保持等を行う。

小学校備品整備事業

令和8年度から「小学校運営事業」へ統合。

交通安全街頭指導事業【P147】

通学路に交通安全街頭指導員を配置し、登下校（園）時における幼児・児童・生徒等に対し現地（街頭）での指導を行う。

小学校遊具整備改修事業

令和8年度から「小学校施設維持管理事業」へ統合。

蓮池小学校南校舎大規模改造事業【P149】

老朽化した蓮池小学校南校舎の改修工事を実施することにより、安全で快適な学習環境の充実に努める。

令和8年度は改修工事に向けた実施設計を行う。

(款) 教育費 (項) 小学校費 (目) 教育振興費

≪教育総務課≫

小学校就学援助事業【P149】

心身ともに健全な児童の育成を図るため、経済的理由により就学が困難な児童に対し、学用品費、修学旅行費等を援助し、児童の就学意欲を増進している。

≪地域学校教育課≫

小学校教育振興事業【P149】

学習指導要領に基づき、円滑な教育活動を推進するため、教材等を揃え、教育内容を充実させる。

授業効果を高め児童の基礎・基本的な学習理解を助けている。

学校教育に必要なものを揃え、円滑に教育活動を推進することができる。

また、円滑な授業展開ができるよう教師用副教材費も計上する。

令和7年度から、これまで校外活動及び修学旅行等において、児童引率業務を担っている教職員が入場料や活動費を自己負担していたものを補助執行する。

小学校運動会において、児童用テントを設置することにより熱中症対策等安全を講じた学校行事遂行に寄与する。

また、テントは災害用としても活用する。

小学校体験活動事業【P149】

小学校3年生の環境体験事業と小学校5年生の自然学校を一本化し、小学校体験活動とし、体験活動のねらいである命の大切さなどを発展的、系統的に学ぶようにする。

3年生の環境体験においては、自然に触れ合う体験型環境学習を通して、命の大切さや自然の美しさなどに感動する心など、精神的な豊かさを学習し、5年生の自然学校においては、学習の場を豊かな自然の中に移し、様々な活動を実施する。

また、各学校の創意工夫を生かした特色ある事業が実施可能である。

(款) 教育費 (項) 中学校費 (目) 学校管理費

≪教育総務課≫

中学校運営事業【P151】

中学校の生徒の健全な育成に主眼をおき、教育内容の充実及び中学校の円滑な運営を行う。

令和8年度から「中学校備品整備事業」を統合。

中学校保健衛生事業【P151】

学校保健安全法第13条及び第15条に基づく健康診断を実施、また、学校保健安全法第23条に基づく学校医等を配置することで、生徒及び教職員の健康の保持及び増進を図る。

中学校施設維持管理事業【P151】

円滑な学校運営を推進するため、学校施設及び設備の適切な維持管理と学校内の保安保持等を行う。

中学校備品整備事業

令和8年度から「中学校運営事業」へ統合。

播磨中学校屋内運動場大規模改造事業【P153】

老朽化した播磨中学校屋内運動場の改修工事を実施することにより、安全で快適な学習環境の充実に努める。

令和8年度は改修工事に向けた実施設計を行う。

(款) 教育費 (項) 中学校費 (目) 教育振興費

《教育総務課》

中学校就学援助事業【P153】

心身ともに健全な生徒の育成を図るため、経済的な理由により就学が困難な生徒に対し、学用品費、修学旅行費等を援助する。

《地域学校教育課》

中学校教育振興事業【P153】

学習指導要領に基づき、円滑な教育活動を推進するため、教材等を揃え、教育内容を充実させる。

授業効果を高め生徒の基礎・基本的な学習理解を助けている。

学校教育に必要なものを揃え、円滑に教育活動を推進することができる。

令和7年度には中学校教科用図書が改定され、指導用教科書を計上した。

次回改定（令和11年）時にも必要経費となる。

また、校外活動及び修学旅行等において、生徒引率業務を担っている教職員が入場料や活動費を自己負担するものを補助執行する。

中学校体育大会において、生徒用テントを設置することにより熱中症対策等安全を講じた学校行事遂行に寄与する。

「トライやる・ウィーク」事業【P153】

自己を見つめ、自分の生き方を考え、心豊かにたくましく生きる力を育むため、中学2年生全員を対象に、5日間の体験活動を実施する。

トライやるウィークは、地域での活動として定着している。

トライやるウィーク推進連絡協議会では、新たな生徒の活動場所の開拓を行い、学校と地域が連携しながら有意義な体験活動の実施を目指す。

中学校部活動地域展開推進事業【P153】

部活動の地域展開についてNPO法人スポーツクラブ21はりま等へ委託する。

令和5年度から3年間は休日の部活動地域移行期間であったが、令和10年度完全実施に向けて、播磨町の中学生にとって充実した活動になるよう推進する。

スポーツクラブ21はりまを中心として運動部活動については、競技スポーツと生涯スポーツを含めた多様なニーズに柔軟に対応し、文化部活動については地域活動団体等と一体となってできる活動組織の構築に努める。

令和6年度・7年度には、スポーツ庁及び文化庁実証研究事業として委託を受けている。

今後も調査研究を進め、よりよい部活動地域展開となるよう模索する。

令和8年度からは、スポーツ庁委託事業から補助金事業へと変わるため、より一層行政主導のもとでの展開を進めていけるよう努力する。

中学校部活動地域展開支援事業【P153】

部活動地域展開についてNPO法人スポーツクラブ21はりま等へ委託する。

令和5年度から3年間は休日の部活動地域移行期間であったが、令和10年度完全実施に向けて、播磨町の中学生にとって充実した活動になるよう推進する。

総合型地域スポーツクラブを中心として運動部活動については、競技スポーツと生涯スポーツを含めた多様なニーズに柔軟に対応し、文化部活動については地域活動団体等と一体となってできる活動組織の構築に努める。

本事業は、行政主導で推進連絡協議会とも連携をとる中で、推進している事業であるため、備品・消耗品等の経費については行政が直執行し、支援することで、円滑な部活動地域展開をより一層推進させる。

(款) 教育費 (項) 幼稚園費 (目) 幼稚園費

«こども課»

幼稚園運営事業(こども課)【P157】

町立幼稚園・認定こども園の園児の健全な育成に主眼をおき、教育内容の充実及び町立園の円滑な運営を行う。

令和8年度からは、町立幼稚園において給食提供を開始するほか、医療的ケア児を受け入れるために必要な看護師配置について、町が任用する看護師に加え、訪問看護委託を行うことにより受入れ態勢の充実を図る。

なお、令和8年度は「幼稚園運営用備品整備事業」を廃止し、本事業に統合する。

幼稚園保健衛生事業（こども課）【P157】

園の運営に必要な衛生用品、学校環境衛生検査に係る消耗品、感染症予防対策用品等を購入し、学校保健安全法に基づく学校環境衛生基準に照らして、町立幼稚園及び認定こども園の適切な環境の維持向上を図る。

また、アレルギー疾患に対する配慮が必要な園児が安心して園生活を営める環境を整備するために「学校生活管理指導表」の作成料の全部又は一部を助成することで、保護者の経済的な負担を軽減する。

幼稚園施設維持管理事業【P157】

町立幼稚園・認定こども園の円滑な園運営を推進するため、施設の適切な維持管理と園内の保安保持等を行う。

幼稚園一時預かり事業【P157】

町立幼稚園・認定こども園を利用している家庭において、教育時間終了後や夏休み等に、日常生活上突発的な事情や社会参加などにより、一時的に家庭での保育が困難な場合、町立園において児童を一時的に預かる。

保護者の急病や家庭の事情、また就労のために長時間の保育が必要になる場合、安心して子育てができる。

幼稚園遊具整備改修事業【P157】

国土交通省の指針に沿って策定された「遊具の安全に関する基準」に基づき、点検・評価を行い、けがや事故の要因につながる遊具については更新や補修等の措置を行う。

園児の安全確保及び健全育成を図る。

《教育総務課》

幼稚園保健衛生事業（教育総務課）【P157】

学校保健安全法第13条及び第15条に基づく健康診断を実施、また、学校保健安全法第23条に基づく園医等を配置することで、園児及び教職員の健康の保持及び増進を図る。

幼稚園運営事業（教育総務課）【P159】

日本スポーツ振興センター災害給付掛金を負担するなど町立幼稚園及び認定こども園の運営を適正に執行する。

(款) 教育費 (項) 社会教育費 (目) 社会教育総務費

《協働推進課》

社会教育推進委員設置事業【P159】

自治会等における住民の自主的な文化活動やスポーツ、レクリエーション活動の推進及び各種社会教育事業の連絡調整を行う社会教育推進委員を設置し、研修等を実施することにより地域の社会教育活動の充実を図る。

青少年育成事業【P159】

青少年の健全育成を図るため、青少年問題協議会の開催や子ども会育成連絡協議会等の青少年団体の育成・支援、青少年健全育成の啓発活動等を行う。

文化行事開催事業【P159】

美術展、菊花展、文化祭等の開催を支援し、住民の芸術文化への理解と関心を高め、芸術文化活動の推進を図る。

学校開放管理運営事業【P159】

小学校と中学校の体育施設及び播磨小学校と蓮池小学校のプールを夏季の水泳施設として開放し、播磨町在住、在勤者等を対象に住民のふれあいや健康増進、学習の場、子どもの居場所としての活用を図り、学校施設の有効利用を図る。

大中遺跡まつり事業【P159】

国指定史跡「大中遺跡」をブランド化し、各種遺跡の啓発事業を総合的・一体的に実施するとともに、特色のある古代のまつりを通して播磨町の魅力を町内外へ発信し、ふるさとへの愛着や誇りを育むことを目的とした「大中遺跡まつり」を開催する。

二十歳のつどい開催事業【P161】

20歳の門出を祝い、郷土愛を深める機会として、「二十歳のつどい」を開催する。

《地域学校教育課》

社会教育委員設置事業【P161】

社会教育委員会は、社会教育法に基づき、社会教育に関する諸計画の立案や教育委員会の諮問に応じて研究調査をし、答申する。

社会教育委員は、学識経験者や学校関係者、社会教育関係者等に委嘱しており、それぞれの立場から、社会教育に関する諸計画の立案や調査研究を行い、また、教育委員会や社会教育団体、指導者へ助言するなど、社会教育の推進に貢献している。

社会教育一般管理事業【P161】

社会教育事業全般の管理事務を行う。

地域学校協働活動推進事業【P161】

地域住民や豊富な社会経験を持つ外部人材の協力を得ながら、小学校においては、全学年を対象に、子どもの安全・安心な放課後の居場所づくりを進める。

学校・家庭・地域が連携して地域社会全体で教育支援活動を実施することで、地域のつながりや絆が強化され、地域の教育力の向上につながる。

そして、家庭教育支援も同時に行える仕組みづくりを構築する。

また、学校・家庭・地域の橋渡し役として、コーディネーターを配置し、好循環な「まちづくり」を目指す。

さらに、イベントの企画運営を通して支援者のネットワーク構築や新たな支援者の発掘・育成を行い、地域の教育力の向上、さらには地域全体の活性化へとつなげる。

(款) 教育費 (項) 社会教育費 (目) 公民館費

《協働推進課》

公民館管理運営事業【P161】

中央公民館が、地域の拠点として「つながり、学び、活動が循環する場」となるため、指定管理者により、適正に管理運営する。

コミュニティセンター管理運営事業【P161】

住民が主体的に学習し、交流する地域活動等の拠点施設であるコミュニティセンターを指定管理者により、適正に管理運営する。

(款) 教育費 (項) 社会教育費 (目) 人権教育費

《協働推進課》

男女共同参画推進事業【P163】

女性の潜在力を活用し、暮らしやすい社会、活力ある社会をつくるため、関係機関と連携し女性の社会参加を支援する。

また、性別にとらわれず、多様な生き方を尊重することができる社会を目指し、住民意識の醸成を図る。

《地域学校教育課》

人権教育啓発事業【P163】

(1) 部落差別をはじめあらゆる差別の解消に向け、ふれあいや交流を通して、よりよい人間関係づくりを目指す地域住民の主体的な活動を支援する。

(2) いきいきフォーラムの実施、各種資料の作成・貸出・講演会・研修会・交流会など、多彩な実践活動を通じて人権尊重の意識の向上を図る。

(3) 住民の人権啓発活動や交流活動等、主体的な人権尊重の地域づくり事業に要する経費の一部を補助する。

いきいきフォーラムを既存の自治会活動に位置づけ、よりよい人間関係に向けた様々な取組が定着しつつあるが、その成果を次年度へ生かせるように、いきいき活動推進委員の研修会での協議を充実させる。

さらに、人権尊重の地域づくり事業については、より分かりやすい説明やPRに努め、申請する自治会数を増やす。

人権教育研究事業【P163】

(1)人権教育における推進・啓発方法、学習内容、評価等について研究協議する。

(2)播磨町人権教育基本方針の趣旨を達成するための、より効果的な推進方法の工夫、学習内容の系統化、適切な評価を行う。

人権教育及び啓発の基本となる「播磨町人権教育基本方針」は1999（平成11）年に策定、2009（平成21）年に改定したが、急速な社会変化に伴い、より現状に沿った内容とするため2020（令和2）年に改定し、更なる人権教育の推進を図る。

今後も、講師を招聘した研修会及び東播磨と北播磨地域の方々とともに人権教育について研究協議の場をもつ。

（款）教育費 （項）社会教育費 （目）文化財保護費

≪郷土資料館≫

文化財保護啓発事業【P163】

愛宕塚古墳をはじめとする文化財の適切な管理を行い、郷土の文化財への興味や関心、保護意識を高める。

文化財保護審議会運営事業【P163】

文化財保護法の規定に基づき、町内にある文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査・審議し、建議する。

まちの先覚者顕彰事業【P165】

郷土の先覚者に関わる歴史的文化遺産の保存や資料等の調査・収集及び啓発パンフレット等の作成を行い、住民に広報する。

埋蔵文化財管理運営事業【P165】

大中遺跡をはじめ、町内から出土した土器等の遺物を適切に管理するとともに、土木工事、建設工事等の開発事業に対し、埋蔵文化財に関する指導や調査を行い、貴重な文化財を保護する。

文化財保存管理資料構築事業【P165】

町内に点在する石造物は図化記録されておらず、今後の大規模災害発生時による倒壊が予想されることから、保存や復元措置の対応が必要である。

故に、町指定文化財等の石造物の現状を把握し3Dデータ化を行う。

また、適正に文化財を保存するため、資料化に必要な人員の配置、収蔵品の適正な保管、古文書等資料デジタル化の構築を行う。

(款) 教育費 (項) 社会教育費 (目) 図書館費

≪地域学校教育課≫

図書館管理運営事業【P165】

図書館サービスの充実、向上を図り、施設及び設備を適正に維持管理するため、指定管理者により図書館の管理運営を行う。

指定管理者のノウハウを生かした運営により、多様なニーズに対応したサービスを提供し、住民の教育と文化の発展に寄与する。

(款) 教育費 (項) 社会教育費 (目) 資料館費

≪郷土資料館≫

郷土資料館管理運営事業【P165】

郷土の歴史、考古、民俗等に関する調査研究及び資料の収集・展示、知識の普及等に関する事業を行う。

郷土資料館施設維持管理事業【P167】

郷土資料館を安全で快適な施設として維持管理し、効率的かつ経済的に管理業務を行う。

文化財活用推進事業【P167】

特別展、親子文化財教室、歴史講座などの歴史・文化遺産を活用した展覧会や教室を開催する。

特別展は、大中遺跡をはじめとする文化財、地域の歴史、風土や文化等の中からテーマを選定し、特色ある展覧会を開催する。

親子文化財教室は、資料館の特性（古代出土品や町内偉人関係を展示・大中遺跡公園に隣接・町内文化歴史の継承）を活かした、体験学習の場を企画する。

歴史講座は、住民の興味・関心の高いテーマを中心に、郷土の歴史や文化、文化財等に関する講座を年3回開催する。

また、特別展と関連した講座を開催することで特別展への理解を深める。

郷土資料館公用車管理事業【P167】

公用自動車の適切な維持管理を行う。

別府鉄道リニューアル事業【P167】

郷土資料館に屋外展示している別府鉄道車両について、貨車の寄贈申出があったため、現在の機関車・客車の後ろに貨車を連結して展示、公開するための整備工事を実施する。

(款) 教育費 (項) 保健体育費 (目) 保健体育総務費

≪協働推進課≫

スポーツ推進事業【P167】

スポーツ推進委員の設置並びに各種スポーツ・レクリエーション大会や教室の開催及びスポーツ指導者の育成等に努め、スポーツ・レクリエーションの日常化を推進する。

また、中学校部活動の地域展開をはじめとして本町における新たなスポーツ環境を再整備するため、特定非営利活動法人スポーツクラブ21はりまの機能充実を図ることを目的に、地域指導者の質的向上に向けて研修制度を充実させる。

(款) 教育費 (項) 保健体育費 (目) 体育施設費

≪協働推進課≫

スポーツ施設管理事業【P169】

総合体育館をはじめとするスポーツ施設を指定管理者により適正に管理運営し、住民のスポーツ・レクリエーション活動の推進を図る。

(款) 教育費 (項) 保健体育費 (目) 学校給食費

≪教育総務課≫

学校給食事業【P169】

町立幼稚園、町立認定こども園、小学校、中学校の園児児童生徒に安心安全な給食を提供する。

学校給食費調整基金積立事業【P169】

本町が実施する学校給食における給食用物資の確保に資するため設置された学校給食費調整基金への積立てを行う。

(款) 公債費 (項) 公債費 (目) 元金

≪総務課≫

一般会計借入金元金償還事業【P169】

公共事業の財源として借り入れた町債の元金の償還を行う。

(款) 公債費 (項) 公債費 (目) 利子

≪総務課≫

一般会計借入金利子償還事業【P171】

公共事業の財源として借り入れた町債の利子及び一時金借入金の利子の償還を行う。

(款) 予備費 (項) 予備費 (目) 予備費

≪総務課≫

一般会計予備費【P171】

一般会計における予算外の支出又は予算超過の支出に充てるための使途を特定しない目的外予算。

国民健康保険事業特別会計

(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 一般管理費

≪保険課≫

国民健康保険一般管理事業【P182】

国民健康保険事業の円滑な運営を図るため必要な総括的な事務を行う。

(款) 総務費 (項) 徴税費 (目) 賦課徴収費

≪税務課≫

国民健康保険税賦課事業【P182】

法律又は条例などの法規に定める課税要件に応じて、国民健康保険の被保険者に対して賦課徴収事務を行う。

≪債権管理課≫

国民健康保険税徴収事業【P182】

国民健康保険税の収納、管理事務を行う。

未納者に対して催告状等を発送し、差押等滞納整理を執行し、国民健康保険税の歳入確保と負担の公平化に努める。

(款) 総務費 (項) 国民健康保険団体連合会負担金 (目) 国民健康保険団体連合会負担金

≪保険課≫

国保団体連合会負担金事業【P184】

保険給付の審査・支払事務等を行う兵庫県国民健康保険団体連合会の会員としての負担金を支払う。

(款) 総務費 (項) 運営協議会費 (目) 運営協議会費

≪保険課≫

国民健康保険運営協議会事業【P184】

国民健康保険事業の円滑な運営を図るため協議会を開催する。

(款) 保険給付費 (項) 療養諸費 (目) 一般被保険者療養給付費

≪保険課≫

一般被保険者療養給付費事業【P184】

被保険者の疾病、負傷に対するの診療を医療機関を通じた現物給付という形で行い、診療費を国保連合会を通じて医療機関へ支払う。

(款) 保険給付費 (項) 療養諸費 (目) 一般被保険者療養費

≪保険課≫

一般被保険者療養費事業【P184】

コルセット等治療装具、旅行中の急病等緊急やむを得ない理由でマイナ保険証又は資格確認書を提示せずに診療を受けた場合などの費用を、被保険者の属する世帯の世帯主の申請により、給付割合に応じて現金給付する。

(款) 保険給付費 (項) 療養諸費 (目) 審査支払手数料

《保険課》

国保連合会審査支払手数料事業【P184】

保険給付の審査・支払事務等を行う兵庫県国民健康保険団体連合会に対し、審査支払手数料を支払う。

(款) 保険給付費 (項) 高額療養費 (目) 一般被保険者高額療養費

《保険課》

一般被保険者高額療養費事業【P184】

医療の高度化傾向に対応し、被保険者の一部負担の軽減を図る目的で実施する。

医療費の自己負担額が、自己負担限度額を超えた場合、超えた額を高額療養費として支給する。

(款) 保険給付費 (項) 高額療養費 (目) 一般被保険者高額介護合算療養費

《保険課》

一般被保険者高額介護合算療養費事業【P186】

国民健康保険の世帯に介護保険受給者が存在する場合に、被保険者からの申請に基づき、高額療養費の算定対象世帯単位で、医療と介護の自己負担額を合算し、一定の自己負担限度額を超える額を支給する。

(款) 保険給付費 (項) 葬祭費 (目) 葬祭費

《保険課》

葬祭費支給事業【P186】

被保険者が死亡したときに、その葬祭を行った者に対し、50,000円を支給する。

(款) 保険給付費 (項) 出産育児諸費 (目) 出産育児一時金

《保険課》

出産育児一時金事業【P186】

被保険者が出産したときに、その被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として488,000円を支給する。

ただし、健康保険法施行令ただし書きの規定を勘案し、必要があると認めるときは、更に12,000円を加算する。

(款) 保険給付費 (項) 出産育児諸費 (目) 支払手数料

《保険課》

出産育児一時金事務事業【P186】

支払業務を委託している兵庫県国民健康保険団体連合会に対し、委託料（1件につき210円）を支払う。

（款）保険給付費 （項）移送費 （目）一般被保険者移送費

≪保険課≫

一般被保険者移送費事業【P186】

医師の指示により、緊急やむを得ず重病人の入院や転院などの移送に費用がかかった時に、移送に要した費用を支給する。

（款）保険給付費 （項）結核医療諸費 （目）結核医療附加金

≪保険課≫

結核医療附加金事業【P186】

被保険者が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条の2に規定する医療を受け、当該医療に要する費用の一部を負担するときは、当該被保険者に対して当該医療に係る一部負担金相当額を支給する。

（款）保健事業費 （項）保健事業費 （目）保健衛生普及費

≪保険課≫

保健衛生普及事業【P186】

国民健康保険法第82条に基づく保健事業として、医療費通知やジェネリック医薬品の普及啓発を行い国保医療費の適正化や国保財源の健全化を図る。

保健衛生啓発事業【P188】

国民健康保険法第82条に基づき、特定健診未受診者対策、健康教室、健康相談、受療勧奨などの保健事業を行い、生活習慣病の1次予防に重点をおいた保健事業の充実を推進することで被保険者の生活習慣病及び重症化予防を図る。

がん検診普及啓発事業【P188】

被保険者の健康増進を図るため、がん検診をはじめとする健診全体の受診率向上を目的とし、年度末年齢40～64歳の被保険者にがん検診の無料クーポン券を交付する。

（款）保健事業費 （項）特定健康診査等事業費 （目）特定健康診査等事業費

≪保険課≫

特定健康診査・特定保健指導事業【P188】

医療制度改革により平成20年度から医療保険者に内臓脂肪症候群予防のための健診、保健指導が義務づけられたことにより、生活習慣病の予防を目標として、被保険者の特定健康診査・特定保健指導を実施する。

生涯を通じた住民の健康管理を推進し、住民の健康水準の向上を図り、国民健康保険の健全な運営を図ることとする。

(款) 保健事業費 (項) 人間ドック健康診査事業費 (目) 人間ドック健康診査事業費

《保険課》

人間ドック健康診査事業【P188】

40歳以上74歳以下の被保険者を対象に、人間ドック及び脳ドック健康診査費用の一部を助成することで、生活習慣病の早期発見・早期治療を図り、健康の保持・増進を促進するとともに、医療費の適正化を図る。

(款) 基金積立金 (項) 基金積立金 (目) 財政調整基金積立金

《保険課》

国保財政調整基金積立事業【P188】

国民健康保険事業の剰余金、基金の利息等を国民健康保険事業の財源に充てるため基金に積立てする。

(款) 諸支出金 (項) 諸支出金 (目) 一般被保険者保険税還付金

《税務課》

一般被保険者保険税還付事業【P190】

一般被保険者における国民健康保険税において、償還金が生じた際に還付を行う。

(款) 諸支出金 (項) 諸支出金 (目) 保険給付費等交付金償還金

《保険課》

保険給付費等交付金償還事業【P190】

超過交付となった過年度分の交付金等を償還する。

(款) 予備費 (項) 予備費 (目) 予備費

《保険課》

国民健康保険予備費【P190】

国民健康保険事業特別会計における予算外の支出又は予算超過の支出に充てるための用途を特定しない目的外予算

(款) 国民健康保険事業費納付金 (項) 医療給付費分 (目) 一般被保険者医療給付費分

《保険課》

一般被保険者医療給付費納付金事業【P190】

その年に県が必要と見込んだ保険給付費の県内総額から国の補助金等を除いたものを、所得水準等に応じて県内市町に割り当てた納付金を、県に対して支払う。

(款) 国民健康保険事業費納付金 (項) 後期高齢者支援金等分 (目) 一般被保険者後
期高齢者支援金等分

《保険課》

一般被保険者後期高齢者支援金等納付金事業【P190】

国に納付すべき後期高齢者支援金の県内総額から国の補助金等を除いたものを、所得水準等に応じて県内市町に割り当てた納付金を、県に対して支払う。

(款) 国民健康保険事業費納付金 (項) 介護納付金分 (目) 介護納付金分

《保険課》

介護納付金事業【P190】

国に納付すべき介護納付金の県内総額から国の補助金等を除いたものを、所得水準等に応じて県内市町に割り当てた納付金を、県に対して支払う。

(款) 国民健康保険事業費納付金 (項) 子ども・子育て支援納付金分 (目) 子ども・
子育て支援納付金分

《保険課》

子ども・子育て支援納付金事業【P192】

国に納付すべき子ども・子育て支援納付金の県内総額から国の補助金等を除いたものを、所得水準等に応じて県内市町に割り当てた納付金を、県に対して支払う。

財産区特別会計

《総務課》

財産区有財産の管理及び処分について、財産区住民の福祉を増進するとともに財産区運営の円滑化を図る。

- ・ 本荘村財産区
- ・ 古宮村財産区
- ・ 二子村財産区
- ・ 野添村財産区
- ・ 大中村財産区
- ・ 古田村財産区
- ・ 宮西村財産区

介護保険事業特別会計

(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 一般管理費

≪保険課≫

介護保険管理事業【P218】

介護保険事業を運営するために必要な総括的な事務を行う。

介護保険証更新事業【P218】

要介護認定者の更新・区分変更認定に伴い被保険者証の作成及び交付事務を行う。

電算共同処理事業【P218】

第三者行為等の故意又は過失が原因で発生した介護給付に係る求償事務を兵庫県国民健康保険団体連合会に業務委託する。

介護保険システム運営開発事業【P218】

介護保険制度の経常的な事務である資格管理、給付管理・認定支援システム等の電算システムの保守や、制度改正時のシステム改修等を行う。

介護保険運営協議会運営事業【P218】

介護保険事業の円滑な運営その他必要な事項を協議するため、運営協議会を開催する。

連合会事業【P218】

保険給付の審査・支払事務を行う兵庫県国民健康保険団体連合会の会員としての負担金を支払う。

介護保険事業計画等改定事業【P218】

介護保険法第117条の規定に基づき、3年を1期とする介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（介護保険事業計画）を作成する。

令和7年度で計画策定の基礎資料となるよう、実態把握のためのアンケート調査を実施しており、令和8年度には、現状分析を行った後、サービス事業量推計及び保険料の算出を行い、策定委員会などに諮りながら、第11次播磨町高齢者福祉計画及び第10期介護保険事業計画を策定する。

地域包括支援センター運営協議会運営事業【P220】

地域包括支援センターの中立・公正な事業運営を図るため協議会を開催する。

(款) 総務費 (項) 徴収費 (目) 賦課徴収費

≪債権管理課≫

介護保険料徴収事業【P220】

介護保険料の収納、管理事務を行う。

未納者に対して催告状等を発送し、差押等滞納整理を執行し、介護保険料の歳入確保と負担の公平化に努める。

《保険課》

介護保険賦課徴収事業【P220】

第1号被保険者の保険料を、特別徴収又は普通徴収の方法により賦課徴収を行う。

（款）総務費 （項）介護認定審査会費 （目）認定調査等費

《保険課》

介護認定審査会運営事業【P220】

要介護認定の審査判定を行う「播磨町介護認定審査会」の運営事務を行う。

認定調査事業【P220】

要介護認定申請に対し認定審査会に資料提供するため、主治医に意見書の作成を依頼し、調査員による認定調査を行う。

また、遠隔地に居住する者並びに遠隔地の施設入所者に対しては、居宅介護支援事業者等に調査を委託する。

保険課公用車管理事業【P220】

介護認定調査のための訪問に使用する公用車2台の管理を行う。

（款）保険給付費 （項）介護サービス等諸費 （目）居宅介護サービス給付費

《保険課》

居宅介護サービス給付事業【P220】

（介護保険法第41条）要介護認定を受けた被保険者が、知事が指定する事業者から当該指定に係る居宅サービスを受けたときは、当該指定居宅サービスに要した費用について、支給限度額に応じた居宅介護サービス費を給付する。

（款）保険給付費 （項）介護サービス等諸費 （目）施設介護サービス給付費

《保険課》

施設介護サービス給付事業【P222】

（介護保険法第48条）要介護被保険者が、次に掲げる施設サービスを受けたときは、当該指定施設サービス等に要した費用について施設サービス費を給付する。

（款）保険給付費 （項）介護サービス等諸費 （目）居宅介護福祉用具購入費

《保険課》

居宅介護福祉用具購入費給付事業【P222】

（介護保険法第44条）居宅要介護被保険者が、特定福祉用具販売に係る指定居宅サービス事業者から特定福祉用具を購入したときは、介護福祉用具購入費を給付する。

・支給基準限度額＝10万円

(款) 保険給付費 (項) 介護サービス等諸費 (目) 居宅介護住宅改修費

≪保険課≫

居宅介護住宅改修費給付事業【P222】

(介護保険法第45条) 居宅要介護被保険者が、手すりの取り付けその他の厚生労働大臣が定める種類の住宅改修を行ったとき、居宅介護住宅改修費を給付する。

居宅介護住宅改修費支給限度基準額＝20万円

(款) 保険給付費 (項) 介護サービス等諸費 (目) 居宅介護サービス計画給付費

≪保険課≫

居宅介護サービス計画給付事業【P222】

要介護被保険者が、指定居宅介護支援事業者から居宅介護支援を受けたときは、当該費用について居宅介護サービス計画費を給付する。

(款) 保険給付費 (項) 介護サービス等諸費 (目) 地域密着型介護サービス給付費

≪保険課≫

地域密着型介護サービス給付事業【P222】

(介護保険法第42条の2) 要介護認定を受けた被保険者が、播磨町が指定する事業者から当該指定に係る地域密着型サービスを受けたときは、当該指地域密着型サービスに要した費用について、地域密着型サービス費を給付する。

(款) 保険給付費 (項) 介護予防サービス等諸費 (目) 介護予防サービス給付費

≪保険課≫

介護予防サービス給付事業【P222】

(介護保険法第53条) 要支援認定を受けた被保険者が、知事が指定する事業者から当該指定に係る介護予防サービスを受けたときは、当該介護予防サービスに要した費用について介護予防サービス費を給付する。

(款) 保険給付費 (項) 介護予防サービス等諸費 (目) 介護予防福祉用具購入費

≪保険課≫

介護予防福祉用具購入費給付事業【P222】

(介護保険法第56条) 居宅要支援被保険者が、特定介護予防福祉用具販売に係る指定介護予防サービス事業者から特定介護予防福祉用具を購入したときは、介護予防福祉用具購入費を給付する。

(款) 保険給付費 (項) 介護予防サービス等諸費 (目) 介護予防住宅改修費

≪保険課≫

介護予防住宅改修費給付事業【P222】

(介護保険法第57条) 居宅要支援被保険者が、手すりの取り付けその他の厚生労働大臣が定める種類の住宅改修を行ったとき、居宅介護予防住宅改修費を給付する。

・介護予防住宅改修費支給限度基準額 = 20万円

(款) 保険給付費 (項) 介護予防サービス等諸費 (目) 介護予防サービス計画給付費

≪保険課≫

介護予防サービス計画給付事業【P224】

(介護保険法第58条) 要支援被保険者が、町長が指定する指定介護予防支援事業者から介護予防支援を受けたときは、当該費用について介護予防サービス計画費を給付する。

(款) 保険給付費 (項) 介護予防サービス等諸費 (目) 地域密着型介護予防サービス給付費

≪保険課≫

地域密着型介護予防サービス給付事業【P224】

(介護保険法第54条の2) 居宅要支援被保険者が、播磨町が指定する事業者から当該指定に係る地域密着型介護予防サービスを受けたときは、当該指地域密着型介護予防サービスに要した費用について、地域密着型介護予防サービス費を給付する。

(款) 保険給付費 (項) その他諸費 (目) 審査支払手数料

≪保険課≫

審査支払手数料事業【P224】

兵庫県国民健康保険団体連合会で行う各種介護サービス費の請求に関する審査支払事務に係る手数料を支払う。

(款) 保険給付費 (項) 高額介護サービス等費 (目) 高額介護サービス費

≪保険課≫

高額介護サービス費給付事業【P224】

要介護被保険者が1か月に受けた居宅サービス、地域密着型サービス又は施設サービスに要した費用の合計額から、当該費用につき支給された居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費、施設介護サービス費の合計額を控除して得た額が著しく高額(自己負担の上限額を超える場合)であるときは、当該要介護被保険者に対し、高額介護サービス費を支給する。

(款) 保険給付費 (項) 高額介護サービス等費 (目) 高額介護予防サービス費

≪保険課≫

高額介護予防サービス費給付事業【P224】

(介護保険法第51条) 要支援被保険者が1か月に受けた介護予防サービス、地域密着型介護予防サービスに要した費用の合計額から、当該費用につき支給された介護予防サービス費、地域密着型介護予防サービス費の合計額を控除して得た額が著しく高額(自己負

担の上限額を超える場合) であるときは、当該要支援被保険者に対し、高額介護予防サービス費を支給する。

(款) 保険給付費 (項) 特定入所者介護サービス等費 (目) 特定入所者介護サービス費

《保険課》

特定入所者介護サービス費給付事業【P224】

低所得者の要介護被保険者が施設入所や短期入所の際に、食事の提供に要した費用及び居住又は滞在に要した費用について、「食費の負担限度額」及び「居住費の限度額」との差額を給付する。

(款) 保険給付費 (項) 特定入所者介護サービス等費 (目) 特定入所者介護予防サービス費

《保険課》

特定入所者介護予防サービス費給付事業【P224】

(介護保険法第61条の2) 要支援被保険者のうち所得の状況に応じ、次に掲げる特定介護予防サービスを受けたときは、当該要支援被保険者に対し、食事の提供に要した費用及びは滞在に要した費用について、「食費の負担限度額」及び「居住費の限度額」との差額を給付する。

(款) 保険給付費 (項) 高額医療合算介護サービス等費 (目) 高額医療合算介護サービス費

《保険課》

高額医療合算介護サービス費給付事業【P226】

同じ医療保険の世帯内で、医療と介護の両方を合わせた自己負担が高額になった場合、高額療養費と高額介護サービス費を適用した後の年間の自己負担額を合算し、定められた負担額の年間上限を超えた額を給付する。

(款) 保険給付費 (項) 高額医療合算介護サービス等費 (目) 高額医療合算介護予防サービス費

《保険課》

高額医療合算介護予防サービス費給付事業【P226】

同じ医療保険の世帯内で、医療と介護の両方を合わせた自己負担が高額になった場合、高額療養費と高額介護予防サービス費を適用した後の年間の自己負担額を合算し、定められた負担額の年間上限を超えた額を給付する。

(款) 地域支援事業費 (項) 一般介護予防事業費 (目) 一般介護予防事業費

《保険課》

地域介護予防活動支援事業【P226】

要支援者・サービス事業対象者を含む一般高齢者に対し、播磨町社会福祉協議会に運営を委託し、週1回、5会場で介護予防通所事業を実施する。

介護予防に資する体操や運動、専門職による定期的な健康講座等を行い、地域の高齢者が主体的に参加できる交流の場を提供するとともに、将来的に住民ボランティア主体の集いの場となるように、運営の担い手となるボランティアの育成支援を行う。

また、高齢者が地域に関わり、役割を持ちながら介護予防・健康づくりを進めていく取り組みを推進するため、介護予防や地域の担い手としての活動を行った者に対し、ボランティアポイントを付与する。

ボランティアポイント制度を導入することにより、地域の助け合い活動の活性化や社会参加を通じた高齢者自身の介護予防の取り組みを支援する。

介護予防普及啓発事業【P226】

介護予防に関する活動の普及・啓発や地域における介護予防に資する活動の育成・支援を行なう。

内容として①基本的な知識を普及啓発するためのパンフレット等の作成及び配布。

②講演会の開催や講師の派遣。

③運動教室等の介護予防教室の開催。

(款) 地域支援事業費 (項) 包括的支援事業・任意事業費 (目) 包括的支援事業費

《保険課》

地域包括支援センター運営事業【P226】

在宅の要介護高齢者又は要介護となるおそれのある高齢者が、住み慣れた地域で、尊厳のあるその人らしい生活を継続することができるよう、心身の健康維持、保健・福祉・医療向上、生活の安定のために必要な援助及び支援を包括的に行う中核機関として設置する地域包括支援センターの運営及び業務を委託する。

認知症総合支援事業【P226】

令和6年1月施行「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」に基づき、認知症になっても個人としてできること・やりたいことがあり、住み慣れた地域で仲間達とつながりながら、希望を持って暮らし続けることができるという考え方である「新しい認知症観」に立ち、本人参画のできる共生社会の実現を目指し、普及啓発、予防・早期発見・早期受診、本人・家族支援、地域づくりを推進する。

地域ケア会議推進事業【P226】

地域包括支援センターで実施される個別ケア会議により把握した課題を検討し、地域課題を抽出し政策提言に繋げるため、有識者との検討会議を実施する。

また、地域包括ケアシステムの推進のため、介護支援専門員の資質向上に向けたケアマネジメント支援として、リハビリ職を交えた自立支援型ケア会議を定期的実施する。

生活支援体制整備事業【P226】

地域における生活支援等サービスの提供体制の整備に向けた取り組みを推進するため生活支援コーディネーターを配置する。

町民活動への理解と公平中立な視点を持ちつつ地域のコーディネート機能を担えることや、これまでの地域福祉の実績から町社会福祉協議会に委託する。

在宅医療・介護連携推進事業【P228】

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、多職種協働による包括的かつ継続的な在宅医療・介護の提供をめざし、地域の関係機関の連携体制の構築を推進する。

認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業【P228】

認知症の人ができる限り地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができるよう、認知症の人やその家族の支援ニーズと認知症サポーターを中心とした支援を繋ぐ仕組みを整備する。

(款) 地域支援事業費 (項) 包括的支援事業・任意事業費 (目) 任意事業費

《保険課》

家族介護支援事業【P228】

高齢者を介護する家族の負担軽減を図るため、家族に、介護用品（紙おむつ、尿取りパッド等）や家族介護慰労金を支給する。

また、認知症等により外出に不安がある方の、迅速な身元確認と早期発見ができる体制を構築する。

介護給付費適正化事業【P228】

介護が必要となった高齢者が適正に要介護・要支援認定を受けること、また、受給者が真に必要なサービスを事業者がルールに従って適正に提供することを促すため、介護給付適正化に向けた各種事業を行う。

住宅改修理由書作成支援事業【P228】

居宅介護（介護予防）支援の提供を受けていない人に対し、住宅改修費の支給の申請に係る必要な理由書を作成する事業。

認知症サポーター等養成事業【P228】

企画・立案を行うキャラバン・メイトとともに、地域や職域において認知症を理解し、認知症の人と家族を支える認知症サポーターを養成するための講座を実施する。

また、認知症サポーター養成講座修了者の知識・理解を深めるためのステップアップ講座等を実施し、実際の支援活動に繋げることを目指す。

緊急通報システム管理運営事業【P228】

ひとり暮らし高齢者等の急病や事故など万一のときに、近隣の方の協力により速やかに援助が受けられるよう「あんしんボタン」（緊急通報装置家庭用端末器）を貸与し、高齢者等の日常生活の安全の確保と不安解消を図る。

認知症高齢者見守りサービス事業【P228】

認知症により行方不明になる恐れのある高齢者の安全を確保するとともに、その家族等の不安を軽減するため、見守りカメラと一緒に設置するBLEタグ検知器で検知可能となるBLEタグ（見守りタグ）の利用費用を助成する。

《健康福祉課》

成年後見制度利用支援事業【P228】

自己の責任のもとに選択・決定をする判断能力が不十分な者を支援する「成年後見制度」について、本人擁護のために制度利用が必要であるにもかかわらず、申立てを行う者がいない場合や、申立てをする費用の負担及び後見人の報酬について補助を受けなければ制度の利用が困難な者を支援する。

| | | |
|-------------|----------------------|----------------------|
| (款) 地域支援事業費 | (項) 介護予防・生活支援サービス事業費 | (目) 介護予防・生活支援サービス事業費 |
|-------------|----------------------|----------------------|

《保険課》

介護予防・生活支援サービス事業【P228】

要支援者及び事業対象者が受けた訪問型サービス、通所型サービス、その他の生活支援サービス等の費用を支払う。

高額介護予防サービス費相当事業【P230】

要支援者及び事業対象者の介護予防・生活支援サービス事業利用に係る自己負担額と他の家族との合計額が一定額を超えた場合、超えた額を償還払いで支給する。

給付基準額は、高額介護予防サービス費に準ずる。

介護予防サービスを併用利用している場合は高額介護予防サービス費より支給する。

高額医療合算介護予防サービス費相当事業【P230】

同じ医療保険の世帯内で、医療と総合事業の両方を合わせた自己負担が高額になった場合、高額療養費と高額介護予防サービス費相当事業を適用した後の年間の自己負担額を合算し、定められた負担額の年間上限を超えた額を給付する。

給付基準額は、高額医療合算介護予防サービス費に準ずる。

介護予防サービスを併用利用している場合は高額医療合算介護予防サービス費より支給する。

(款) 地域支援事業費 (項) 介護予防・生活支援サービス事業費 (目) 介護予防ケア
マネジメント事業費

《保険課》

介護予防ケアマネジメント事業【P230】

要支援者及び事業対象者が地域包括支援センターのケアプランの作成等のサービスを受けた場合、国保連合会を通じて地域包括支援センターに費用の全額を支払う。

介護予防サービス計画費と同じく、あらかじめ町に届け出ることによって、地域包括支援センターに直接支払われる現物給付となる。

(款) 地域支援事業費 (項) その他諸費 (目) 審査支払手数料

《保険課》

審査支払手数料事業（総合事業）【P230】

兵庫県国民健康保険団体連合会で行う各種サービス費の請求に関する審査支払事務に係る手数料を支払う。

(款) 基金積立金 (項) 基金積立金 (目) 介護給付費準備基金積立金

《保険課》

介護給付費準備基金積立事業【P230】

介護保険の介護給付費の財源に充てるため、設置された介護保険給付費準備基金へ積み立てを行う。

介護保険給付費準備基金条例第2条による介護保険事業特別会計歳入歳出予算に定める金額を積立する。

(款) 諸支出金 (項) 償還金及び還付加算金 (目) 保険料還付金及び還付加算金

《保険課》

被保険者還付事業【P230】

第1号被保険者から徴収した保険料の過年度分の超過納付分を還付する。

(款) 諸支出金 (項) 償還金及び還付加算金 (目) 償還金

《保険課》

保険料外収入償還事業【P230】

超過交付となった過年度分の国、県等の負担金等を返還する。

(款) 予備費 (項) 予備費 (目) 予備費

《保険課》

介護保険事業特別会計予備費【P232】

介護保険事業特別会計における予算外の支出又は予算超過の支出に充てるための用途を特定しない目的外予算。

後期高齢者医療事業特別会計

(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 一般管理費

≪保険課≫

後期高齢者医療管理事業【P239】

後期高齢者医療保険事業の円滑な運営を図るため必要な総括的な事務を行う。

(款) 総務費 (項) 徴収費 (目) 徴収費

≪保険課≫

保険料収納事業【P239】

被保険者の保険料を、特別徴収又は普通徴収の方法により賦課徴収を行う。

(款) 後期高齢者医療広域連合納付金 (項) 後期高齢者医療広域連合納付金 (目) 後期高齢者医療広域連合納付金

≪保険課≫

保険料等納付金事業【P239】

被保険者から徴収した保険料、町負担分の保険料基盤安定負担金を兵庫県後期高齢者医療広域連合へ支払う。

(款) 諸支出金 (項) 償還金及び還付加算金 (目) 保険料還付金及び還付加算金

≪保険課≫

被保険者還付事業【P239】

被保険者から徴収した保険料の過年度分の超過納付分を還付する。



躍進の年 共に育ち 共に守り 共に創る

～元気がめぐるまち～



兵庫県
播磨町
Harima-town